

◎議 事 日 程 (第 4 号)

平成19年 3 月 14 日 (水曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員 (30名)

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷺 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

---

◎欠 席 議 員 (なし)

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

八	開			佐	織
総合支所長		飯	田 十志博 君	総合支所長	山 崎 敏 次 君
保険年金課長		水	谷 辰 也 君	児童福祉課長	佐 藤 敏 彦 君
上水道課長		佐	藤 定 明 君	学校給食課長	小 澤 直 樹 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

御案内の定刻になりました。

全員御出席いただいておりますので、ただいまから継続会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

通告順位10番の24番・加藤敏彦議員の質問を許します。

○24番（加藤敏彦君）

おはようございます。日本共産党議員団の加藤敏彦です。

質問通告に従いまして一般質問を行っていきます。よろしくお願いいたします。

きょうの一般質問では、一つ目には、放課後子ども教室と学童保育について、二つ目には、水道事業について、三つ目には、学力テストについて、四つ目には、介護認定者の障害者控除の積極的な認定について、お尋ねをしていきます。よろしくお願いいたします。

まず1点目の、放課後子ども教室と学童保育についてであります。

2月の全員協議会におきまして、学童保育の実施されていない三つの小学校区、北河田小学校区、西川端小学校区、八輪小学校区において、児童館や子育てセンターの建設計画が明らかにされました。住民の大きな要望にこたえる事業となります。ぜひその実現に向けて努力いただきたいと思っております。

そして同時に、放課後子ども教室を、2学期から学童保育の実施されていない三つの小学校区で行うことも説明されました。新年度の予算も提案されております。これは、児童館ができ、学童保育が実施できるまでは、放課後子ども教室で学童保育のサービスを行っていく。それに代行するサービスを行っていくと考えますが、放課後子ども教室を学童保育の実施されていない小学校区から行うことは、そこに学童保育を位置づけていると考えてよろしいでしょうか。

次に、放課後子ども教室の内容についてですが、予算の説明でも行われておりますが、愛西市全体で運営委員会を設置する、または小学校区にコーディネーターを配置することなどが説明されました。お母さん方にとって切実な要求は学童保育です。放課後子ども教室で学童保育のサービスを提供していくために、運営委員会やコーディネーターなど、具体的にどのような体制、配置が必要でしょうか。

同時に、放課後子ども教室で、小学校ごとに状況も違います。また、お母さん方の要求も違います。各学校ごとの違い、要求が反映できるような運営がされるのか、あるいは画一的な運営になっていくのか、どうでしょうか。

そして次に、この放課後子ども教室は2学期から行うという説明であります。学童保育については、特に夏休みなど長期休暇の時期に希望者がふえます。これに間に合わせるように放課後子ども教室を実施することはできないでしょうか。どんな条件を整えば実施できるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、学童保育の定員を超える希望者への対応についてであります。今議会の質疑においても、学童保育の希望者が多くて、全員を受け入れることはできない状況が説明されております。まず学童保育について、現在の状況、施設と定員、実施の人数を紹介していただきたいと思っております。

そして、新年度の申し込み状況についてもお尋ねしたいと思います。

今、学童保育の希望者が定員を上回る状況が出ておりますが、行政としての対応、どのようにされるでしょうか。また、定員を超える受け入れについては、どこまで検討、対応していくのか。また、勝幡、草平の児童館では、既に一つの小学校区で定員を超える申し込みがあるというふうに聞いておりますが、定員を根本的にふやし、学童保育の要望にこたえていくために、行政としてどのように考えられるでしょうか。

次に、水道事業についてお尋ねをいたします。

水道料金については、今議会に佐織地区の水道料金を平均18%値上げする改定案が提案されています。今、住民の暮らし、住民負担は年々大変になっています。日銀の生活意識についてのアンケート調査、昨年10月に実施されたものでありますが、1年前に比べて暮らし向きのゆとりがなくなったという人が44%、ゆとりが出てきたという人はわずか4.4%です。1年前に比べて収入が減ったという人が45.6%、ふえたという人は8.9%。愛西市においても、税制の改正により年金者などの負担の能力のない方々に何倍という税金がかかるようになりました。また、ことしも定率減税の廃止による負担が続きます。

こういうときに、公共料金である水道料金の値上げを行うということは、住民負担の追い打ちであります。地方自治体の仕事は、住民の安全と福祉を守ること。国の政治によって住民が大変なときに、住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすべきだと考えます。今、市長として、住民の暮らしについて、住民の負担について、どのように認識されているでしょうか。

次に、水道事業の地下水の利用についてお尋ねをいたします。

今、地下水を利用している佐織地区の水道事業について、井戸の能力が低下したということで井戸の洗浄工事が行われております。これは積極的な事業だと考えておりますが、今回値上げの提案をされておりますが、その井戸の洗浄工事が終わり、その能力アップの確認の上で値上げについては検討すべきではなかったかというふうに考えますが、どうでしょうか。また、今行われている洗浄工事の状況はどのような状況でしょうか、お尋ねをいたします。

そして、水道事業について、もう1点、八開地区の水道事業についてお尋ねをいたします。

今、議会に示されております愛西市の行政改革の集中改革プランです。その中でも、歳出削減ということで、特別会計への繰出金の見直しが示されました。水道事業については、平成18年度3,039万5,000円出されているこの繰出金を平成22年度にはゼロにするということが示さ

れております。これは、具体的には八開地区の水道事業に対しての繰出金だと思いますが、この繰出金をとまると八開地区の水道料金はどうなっていくのか。また、行政の水道料金に対する考え方はどのように持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に3項目めでありますが、学力テストについてお尋ねをいたします。

文部科学省は、ことし4月24日に全国すべての小学6年生、中学3年生を対象に、全国学力・学習状況調査、通称全国一斉学力テストを実施しようとしております。この全国一斉学力テストは、国際的な学力調査の結果から日本の児童・生徒の学力低下が指摘され、当時の中山文部科学大臣が競争によって学力を向上させる方針を示し、実施が決まったものであります。つまり教育の場に競争原理を導入し、そのことによって学校の活性化を図ろうとするものです。競争原理による教育は、詰め込み型学力へと回帰することを意味します。すべての子供に基礎学力をしっかりと獲得させることに逆行するものです。豊かな人間関係をはぐくむ土壌をなくし、子供同士や学校間、地域間に格差を生み、拡大させることとなります。

安倍内閣が進めている今回の一斉学力テストはイギリスの教育改革を模範にしたものです。イギリスでは20年以上前から全国学力テストを実施してきました。その結果を公表して、学校選択制を全国に拡大し、児童・生徒の集まりぐあいで教育予算に差をつけました。そのため学校間の競争が激化し、学力の学校間格差が拡大しました。しかし、国際的な学力調査では、イギリスは世界の上位を占めてはいません。今では、競争の激化による教育のゆがみを改めるために全国学力テストの参加を取りやめる地域や学校も出ています。このことから、イギリスでの失敗を繰り返す、競争の激化と詰め込み教育へつながる全国学力テストは有益とは言えないと考えます。

さらに、今回の全国一斉学力テストは、質問調査の回答用紙に学校名、男女、組、出席番号、名前を書かせることになっています。また、生活習慣、学習習慣に関する調査として、個人の生活に踏み込んだ情報を聞く内容になっています。そして、この調査は、小学校は株式会社のベネッセコーポレーション、中学校は株式会社NTTデータがすべて情報処理をすることになっています。ベネッセコーポレーションは進研ゼミを事業の一つとした受験産業です。NTTデータは、旺文社と一緒にテスト開発を行っている企業と連携していると言われています。つまり個人情報、教育を利益の対象にしている企業に丸投げすることになっているのです。そして、データが外部に漏洩しない保証もありません。このことは個人情報保護に照らして大問題であり、重大な人権侵害につながりかねないことであると考えます。以上の点から、全国一斉学力テストの参加の取りやめを求めたいと思います。

次に4点目でありますが、介護認定者の障害者控除についてお尋ねをいたします。

障害者控除とは、納税者自身、または扶養家族が障害者である場合、所得税、住民税の所得控除が受けられる制度であります。障害者1人につき、所得税なら27万円、住民税なら26万円、特別障害者はともに40万円が控除されます。障害者手帳を持っていなくても市町村に障害者認定してもらえば障害者控除が認められます。介護認定されている方は対象になりますが、その対応が、今、自治体によって大きく違っております。介護認定されている世帯に障害者控

除ができることを知らせ、障害者認定4と5の方には特別障害者の認定を、3以下の方には障害者控除を認めるなど、近隣の自治体でも積極的に対応する例が出ております。

愛西市では広報で知らせ、申請があったケース一つ一つについて判断をしているため、認定される方が大変少ないというのが状況です。なぜ、自治体によって差が出てくるのか。それは、障害者手帳を持ってみえない方の認定について何を基準にするかが自治体で違うからではないでしょうか。

この問題について、2月28日、衆議院の財務金融委員会で日本共産党の佐々木憲照議員が、障害者手帳のない高齢者への障害者控除適用について質問をしております。佐々木議員が、障害者などに控除を設けている理由をただしたのに対して、尾身財務大臣は、障害者が追加的に費用を要することで担税力が減殺されることを上げ、控除対象に障害に準ずる人を加えた理由が、老衰によって身体に障害を生じた人の事情を考慮したものであると答弁しています。

そして、佐々木議員が、身体障害者手帳がなくても、福祉事務所長の判断で老衰による肢体不自由等の障害があるものと認められれば障害者控除の適用対象となることを確認したのに対し、尾身大臣はそのとおりと答えています。また、加藤国税事務長は、認定から5年前までさかのぼって控除が受けられると答弁しています。また、中村厚生労働省障害保健福祉部長は、介護認定も判断材料の一つと述べ、窓口での拒否については、申請があれば受け付けると答えております。

このような財務大臣や厚生労働省の障害保健福祉部長の見解がありますが、住民に喜ばれる福祉行政を愛西市においても積極的に進めてほしいと思いますが、市長や担当者の考えはいかがでしょうか。

以上の4項目について一般質問させていただきます。答弁、よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは最初に、放課後子ども教室の実施内容について御答弁させていただきます。

新しく新年度から実施されます放課後子ども教室では、放課後の児童の居場所づくりと地域との交流活動を進めるものでございます。議員おっしゃっていただきましたように、当市でも四つの小学校区で実施を考えております。

事業実施に当たりましては、運営委員会を設置いたしまして、事業の内容を検討いただきます。まだ、この運営委員会は設置されておきませんので、具体的な内容については申し上げられません。新たに新学期になりまして、4月以降、学校の空き教室の確保について協議を進めていきたいというふうに考えております。

そして、運営委員会の設置をいたしましてから、事業計画、そして活動方策、地域の協力者の人材確保、運営方法等といった内容について御検討いただきます。そして、その後、子ども教室の希望者の申し込み等を行い、必要な資材備品等を整えまして、事業開始となっていくものと思っております。

次に、夏休みの実施の関係でございますが、実施時期につきましては、さきに御答弁させていただいておりますように、2学期から実施をしたいというふうに考えておりますので、夏休

みからというのは、ちょっと時間的にも無理があるかと思います。

実施日数は、それぞれ地域の指導者、また協力者等の状況によりまして、週2日ほどということで当初スタートしたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、休日、長期休業中の実施については、現段階では考えておりません。なお、時間帯につきましても、午後の学校が終了いたしましてから午後5時ごろまでの時間帯で考えております。いずれにいたしましても地域の皆様方の御協力なくしてはできないと思っておりますので、その辺の御協力方もいただきたいというふうに存じます。以上でございます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、学童保育の関係について、御答弁させていただきます。

児童クラブの申し込みにつきましてもは年々増加しておりまして、現状では定数より多くの児童を受け入れておるということでございます。児童クラブ室専用の部屋のない施設もございますが、その中で部屋などのやりくりをして、臨時の指導員の配置など、いろいろと工夫をしながら、できる限り多くの児童を受け入れるように行っております。また、長期休業中などは、定数に余裕がある児童館へ、保護者の御理解を得ながらかわっていただくようやっておるといのが現状でございます。

児童クラブの申し込み状況でございます。順番に数字を述べさせていただきます。

初めに、児童館名、定員、それから2月1日現在の登録人数、それから新年度の登録人数、これは19年3月1日現在、それから待機者数ということで順次御報告させていただきます。

まず佐屋児童館でございます。30、53、73、2。佐屋西20、42、45、ゼロ、市江20、28、26、ゼロ、永和20、42、44、ゼロ、勝幡20、39、33、17、草平30、44、48、31、立田南部30、28、29、ゼロ、立田北部30、27、24、ゼロ、開治25、ゼロ、12、ゼロ、以上の数字でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。加藤敏彦議員の質問にお答えをいたします。

水道料金についての御質問であります。佐織地区の水道料金につきましては、過去幾度と皆さん方に説明もしてきました。前回の料金改正の折にも、三、四年のところで圧縮してあった料金改正分を再度値上げをするということで、佐織地区の皆さんには説明をしてきているところであります。そうしたことで、今般、少しおくれしておりますけれども値上げをお願いするところでありまして、議員御指摘のこうした厳しい状況、確かにいつときよりは景気は上向いてきたという情勢もあるわけですが、格差の点なども指摘がされているわけでもあります。そんな中ではありますが、企業会計への一般会計からの投入はやめるべきという考えのもとで進めているわけございまして、八開地区の点につきましても、海部南部水道へ立田、佐屋地区はお世話になっているわけでありまして、同じ考え方で公平性をもって進めなくてはいけないという考え方でいるわけでもあります。

井戸の洗管工事、きのうも少し担当部長が説明申し上げましたが、詳しい内容につきまして、部長の方より御答弁を申し上げます。

### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、地下水の関係の洗浄工事の現状はどうかということでございます。前回の答弁でも、議案のときにも御説明申し上げましたように、現在、3月の初めから洗管工事をさせていただいておるわけでございますが、前にも述べましたように、五、六メートル掃除した時点で1センチ以上の石がまじるような状況になってしまったというようなことで、現在作業を中断して、その状況、また今後どうするべきかという点についても検討申し上げておるといふふうにお答えしたつもりでございますが、現在もそういう状況で、なお、この詳細につきまして、最終日に全員協議会が開かれるというふうにお聞きしておりますので、その場でもって資料等を御提示申し上げ、各議員さん方にもうちょっと詳細に御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次の八開地区、現在、一般会計より繰入金をいただいて運営をしておるといふのは、そのとおりでございまして、この繰入金がなくなったらどうなるかという点でございますが、現在、繰入金をいただいての運営が、正直申し上げてぎりぎりの運営ということでございますので、この繰入金がなくなれば、当然その分赤字ということで、料金等の値上げということも検討の視野に入れなくてはならないのではないかと思っております。以上でございます。

### ○教育長（青木萬生君）

学力テストについての御質問にお答えをさせていただきます。

議員の御質問の中にもございましたように、4月24日に実施されます全国学力・学習状況調査の目的は、各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係におきまして、みずからの教育の結果を把握し、改善を図ることが上げられております。その背景には、議員もおっしゃいましたように、国際学力調査の結果に見る学力や学習意欲の低下傾向があることは否めません。しかし、あくまでも競争を目的としたものではなくて、義務教育の質の保証をする仕組みの構築の要請にこたえようとしているものであるととらえております。全国の公立小・中学校のほとんどが参加する本調査は、本市も参加し、教育の結果を検証し、改善を図っていききたいと、このように考えております。以上です。

### ○福祉部長（水谷 正君）

障害者控除の積極的な認定をとということでございます。

これにつきましては、確定申告時に身体障害者手帳や療育手帳など、障害の程度を証明する書類を提示して障害者控除を受けますが、寝たきりなどで手帳を持っていない方でも、市長が発行する障害者控除対象者認定証の交付を受ければ同控除を受けることができます。

介護保険の要介護認定者の所得税の所得控除の取り扱いにつきましては、介護認定調査票において、寝たきり老人とみなされる項目がありますので、申請があった場合、記載内容を確認し、認定書を発行いたします。

対象としましては、65歳以上で、要介護4、または5で、かつ6ヵ月以上寝たきりの方で、障害老人の日常生活自立度のランクがB1からC2の方で、判定基準日、これは12月31日より



前6ヵ月以上の状況及び今後この状態が継続すると認められる方に認定証を発行しておりますが、今後も現行の取り扱いで実施させていただきます。

なお、毎年12月に広報紙により介護保険に関する障害者控除のPRを実施しておりますが、今後も引き続き積極的にPRをしていきます。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

再質問を行っていききたいと思います。

まず第1項目めの放課後子ども教室についてであります。教育部長の方からは、予算説明している内容で、2学期から週2日という形で説明をされておりますが、やはり児童館、学童保育がない地区で、あえて放課後子ども教室をやっていく。特に放課後子ども教室については、学童保育事業も実施できるという条件も持っておりますので、なぜそういう位置づけがないかが不思議であります。住民の要望としては、やはり学童保育をやってほしいと。ある意味ではつなぎのサービスになるのではないかというふうに思うんですが、そこら辺が前向きに検討されない。そこら辺が納得がいけないんですが、どういうふうに位置づけをされておるんでしょうか。学童保育のサービスはそこでは検討しないというのを枠づけしておるんでしょうか。いかがでしょうか。

#### ○教育部長（八木富夫君）

この放課後子どもプランにつきましては、さきに御説明をさせていただいたと思いますが、放課後の子ども教室推進事業、そして議員おっしゃっていただきますように、放課後の児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブと言っておりますが、この二つをあわせてやるという事業と認識しておりますが、現在、御承知のように、各それぞれの受け皿となります余裕教室の確定をまだ現在のところしておりませんので、今後、各学校の余裕教室の状況に合わせて、放課後児童クラブもあわせた形で推進がされるものと思っておりますが、放課後子ども教室につきましては、御承知のように学習の場と、そして体験の場を提供するものでございまして、放課後児童クラブにおきましては、一般的には生活の場の提供と考えております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、部長の方から余裕教室の話も出ましたが、この3月議会で新年度予算が提起されて、新年度のクラスのおおよその見通し、1年生が何人で何クラスとか、そういうものは教育委員会としては把握されておるはずですから、ある面では余裕教室があるかないか、幾つあるのかというのは実際は把握されていると思いますが、なぜ余裕教室の把握ができていないというのか、確定されていないと言われるのか、そういうのもひとつ不思議でありますので、ちょっとそこら辺、再度お尋ねしておきたいと思えます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

現在、余裕教室、当然それぞれの学校において、1クラス、2クラスはございます。ですが、新しい学年になりまして、各それぞれの学校が学級編制を行う段階でどこの教室を使うというのが、まだ学校学校によって確定をいたしておりません状況ですので、新しい子供プランのお話はそれぞれの学校にお願いをしてございますので、新学期になりまして、私どもの方か

らもこの事業の内容については学校長の方にお話し申し上げてございますので、具体的に申し上げますと、それぞれ今までは、従来普通教室であったものが、教材備品室にとか、そうした形になって、数的にいきますと余裕教室がございますが、近年、普通教室として使っておられない状況ですので、余裕教室として新たに教室を確保する中でこの事業を進めていこうとすると、現在、教材備品室とか、いろいろ学校で名称が違いますが、普通クラスとして使っていない教室についての今後の教室のあり方を一度学校とよく検討しなければいけないというふうに考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

一つは、教室の確定する年月日ですね。教育委員会としては、いつ確定するのか、確認しておきたいと思います。

そして、引き続き、放課後子ども教室の運営ですけれども、その運営委員会やコーディネーターとかいう形になってきますが、運営の主体が小学校区の母体にあるのか、市全体の運営委員会にあるのか、そこら辺の考え方なんですけれども。

**○教育部長（八木富夫君）**

学校の学級編制につきましては、4月1日に確定をいたします。

そして、運営委員会の内容でございますが、これも、さきにお話をさせていただいておと思いますが、運営委員会の選定に当たりますと、教育委員会の関係者、そして福祉部局の関係者といった方々、そして学校関係、そして放課後児童クラブの関係者、社会教育の関係者、児童福祉関係の方々、また学校のPTA関係の方々及びそれぞれの小学校区の地域住民の代表の方々等をお願い申し上げて、選定委員会としたいというふうに考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

もう一度確認しますけれども、私は愛西市全体で運営委員会が設けられるというふうに認識しておりますが、小学校区ごとの説明ですか、それ。そこら辺をもうちょっと確認しておかないといけないと思うんですが。

**○教育部長（八木富夫君）**

本来は、それぞれの小学校区で運営委員会を立ち上げてやっていく形は将来的な形でございますが、19年度のスタート時点におきましては、全体の四つの小学校区で子ども教室を進める段階では一つの運営委員会でスタートしたいというふうに考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

三つじゃないですか。四つですか、子ども教室は。

**○教育部長（八木富夫君）**

今回の子ども教室につきましては、先ほど議員おっしゃっていただきました児童館等々の未設置の北河田小学校、そして西川端小学校、八輪小学校と、従前から佐屋小学校区で子ども教室を実施いたしておりますので、合わせまして4校ということでございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

運営委員会、子ども教室を運営する母体なんですけど、それは将来的には小学校区に設けた

いと。新年度は市全体で設けると。実際に子供たちやお母さん方の要望、特に今、学童保育がないところでは学童保育をやってほしい。週に2日じゃなくて、平日は毎日やってほしいという要望が当然出てくると思うんですけど、そういうものを受けとめて進めていく。それが小学校校区ごとに違いが出てくると思いますので、小学校校区ごとでの運営母体ですね。そういうものがきちんとつくられるのか、またそういう意見が尊重されるのか、それによって、2学期から、言ってみえるけれどもスタートの形も変わってくるし、また児童館ができるまでの2年間でも運営内容が変わってくると思うんですけど、そこら辺の各小学校校区ごとの運営や要望がきちんと反映されるものになっていくのか、そこをお尋ねしたいんですが。

**○教育部長（八木富夫君）**

先ほども申しあげましたように、平成19年度スタートでございますので、まず最初、一つの運営委員会からスタートをしまして、申しあげましたように、今後、運営委員会の御意見等をお聞きする中で進めていきたいというふうに思います。

**○24番（加藤敏彦君）**

意見を聞きながら進めていく中では、小学校校区ごとのそれぞれの意見の違いも受けとめてという形で理解しておいてよろしいですか。わかりました。

じゃあ次に、学童保育の状況を報告していただきました。担当からも資料をいただいておりますが、一つお尋ねしたいのは、定員に対して、登録の人数が大分施設によって違うんですが、その違いはどこから出てくるのかというのが1点であります。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

お答えをいたします。

定員に対しまして、それぞれ登録人数が違うわけでございます。定員と申しておりますけれども、以前にも御答弁させていただきましたが、これは1人当たり1.65平米という従来あった県の基準に基づいて定員を出しております。現状では定員というのは県の方も廃止されておまして、定員と申しておりますけれども、それぞれの児童館等では、児童クラブ室、あるいは図書室だとか、いろんな部屋がございますので、そういった部屋を利用して、多くの要望がございますので、できる限り受け入れるような体制を整えて、学童保育を受け入れておりますので、それぞれ違った数字になってきております。

**○24番（加藤敏彦君）**

学童保育の定員の件ですが、県の基準が廃止されて、市町村で、愛西市なら愛西市で決めていくと。今の説明では、部屋があるところは登録人数をふやしていると。しかし、過密であってはいけないので、やはり市としての基準を今度は持たなければいけないと思いますが、市としての基準というのはどこに置いておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

市の基準でございますけれども、現在、基準は持ってございません。地域の皆様の学童保育の御要望がたくさんございますので、それぞれの施設におきまして、できる限り受け入れられる体制を整えて、受け入れていこうということで、現在、本当に満杯の状態でございます、

市の方といたしましても苦慮しておるような状況でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

先ほど報告いただきました資料ですけれども、新年度希望が多いということで、勝幡の児童館では17名が待機、草平では31名が待機ということで、これへの対応が必要であります、一方で、例えば佐屋児童館なんかは定員に対して2.43倍、それから佐屋西だと2.25倍という形で、多くの希望する方を全員のような形で入れておられるわけでありましたが、やっぱり行政として、学童保育に対して、例えば、先ほど県だと1人当たり1.65という面積を示されておりますが、市としても、対象となる部屋の面積に対して何人までだというのを一つは持たなければいけないと思います。それからもう一つは、定員オーバーの問題でも、やっぱり市としての基準に対して、これは限界を超えるから次の対策を考えなければいけないんだという形になりますが、何人でも詰めていけばという形になれば、そういう検討に入る時期を逸すると思いますので、そういう点ではきちっと市としての安全基準を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

議員おっしゃるように、市の面積による基準等も持つべきだということはおもってもございます。それにつきましては、今後よく考えていきたいと考えております。しかしながら、現状といたしまして、たくさんのお要望がございますので、例えば指導員を多く配置するだとかいうことで対応をしているような現状でございます。

また、この学童保育と申しますのは、児童館の中だけでやらなければならないというようなことは決まっておきませんので、例えば民間の保育所でございますけれども、現在、八輪の民間保育所でございますが、保育の事業の一つの中で小学校1年生から3年生までを、数人でございますけれども受け入れて保育をするような、そういった事業もございますので、そういった事業も今検討をしていただいておりますという現状もございます。そのほか、佐屋の方ではNPOが立ち上げられる予定で、学童保育の方も民間の方で実施をしていくというようなことも伺っております。そういったことで、児童館だけではなく、いろいろな場所で受け入れができる方策等、今後も考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

待機者の問題でいきますと、勝幡児童館、草平児童館で、佐織地区に集中しておりますが、佐織地区ではそういう受け入れるところがないというふうにならざるを得ないと思いますが、この待機が恒常的になっていってはいけないと思いますが、これに対して行政として、佐織地区の待機者問題についてはどのように検討していかれますでしょうか。

#### ○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

議員おっしゃられますように、勝幡児童館、草平児童館で待機が多く出ております。待機者の現状でございますけれども、この関係につきましては、他の施設に空きがある施設がございますので、例えば夏休みの御利用につきましては保護者の送り迎えというようなことがございますので、保護者の御理解を得ながら別の施設で受け入れていただくように、そういった調整

も現在やっておるところでございます。先ほど部長が申しあげました数字は3月1日の数字でございまして、そういった調整をしながら、現在は少し待機者は減りつつあるという状況でございます。

また、今後につきましても、先ほど来でございますように、放課後子どもプランというものがございまして、学校の空き教室等が確保できれば、例えば毎日そういったところでできるようになれば、5時まででもそういった事業ができるようになれば、児童館等で行っている学童保育の定員オーバーも少しは解消されていくのではないかとというようなことで、4月からの委員会等の運営の方法等につきましても、そういったことも考えながら実施をしていきたいと考えております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、児童福祉課長が言われたことは大変重要だと思います。待機者に対する対応として、新年度から始まる放課後子ども教室というのはかなり相乗効果のあるものだと思いますので、やはり次年度、平成20年度になっていくわけですが、こういう問題も踏まえながら、全小学校区へ広げていく、そういうことを検討していただくことが必要だと思いますので、担当の方もよく状況を踏まえていただきたいと思います。

次に、水道事業についてお尋ねいたしますが、期待しておりました井戸の洗浄工事ですが、これが五、六メートルで小石が出てきて中断したという形で、大変残念に思っております。やはり井戸というのは市民の財産、それが生かされることによって市民に安い水道が供給されているわけでありますから、この井戸の能力がアップできるということは大変期待しております。今回、洗浄工事でちょっと予定どおりの形になっておりませんが、井戸が能力アップするという可能性は全くなくなったのでしょうか。まだ、工法によっては、ストレーナーが壊れているのではないかとというような報告もきのうあったと思いますが、そういうことに対応するような可能性はまだ持っておるのでしょうか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

お答えします。

私どもとしても、能力アップということで非常に期待を込めて洗浄を始めたわけですが、今、議員もおっしゃられたように、小石が入ってくるということは、ストレーナー一部において破損をしておると。だから、大きな石が入ってきちゃうんだろうというふうに推測されるわけでございます。それで、このまま続けて洗浄するということは、逆にその層で今とめておる、その滞水層そのものを壊してしまうおそれの方が強いということで、作業を中断して、今後の推移を見ようということでもとめておるわけございまして、今現在の判断では、能力アップというのはどうも望めそうにないのではないかなと。いわゆる現在くんでおる状況を確保できればいい方ではないかなあというふうで、まだ詳細な調査検討も加えておりませんので、今、そういった点でお答えすることはちょっと不可能でございますが、ちょっと見通しとしては暗くなったというふうで、お答えとさせていただきます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今の洗浄工事では能力アップを望むことが難しいという答弁でしたが、やっぱりストレーナーの故障等に対応できる技術等があれば、ぜひ検討して、能力アップということで御努力いただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、水道事業の八開地区の問題であります。約 3,000万の水道事業への繰り入れがとめられた場合に八開の水道料金はどうなっていくのでしょうか。どの程度、上がっていくのでしょうか。今、海部南部水道が県下一とか言われますが、大変な金額になるんじゃないかというふうに思うんですが、そういう場合に、公共料金である水道料金のあり方について検討を加えなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○上水道課長（佐藤定明君）

では、御説明させていただきます。

八開の水道でございますけれども、議員言われるとおり、相当上がります。幾らかということとは言えませんが、倍近くにはなりませんけれども、3,000万を確保するだけのお金が必要ということになりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

私たちは水道のプロじゃないもので、ぜひ水道のプロである担当の方で、3,000万の繰り入れがなくなったら、例えば八開だけで吸収した場合に幾らになるかという試算だけはぜひお願いしたいと思います。そこから出発しなければなりません。

では、行政改革で特別会計の繰出金をなしにするということで、八開の水道事業もそれとの関係で値上げの問題が出てくるわけですが、どうするかというのは、まだ白紙、今後考えていくということですのでよろしいですね。ぜひ住民に負担をかけない妙案があれば、市長もそれは望んでみえると思いますけど、そういうのを考えなければいけない課題ですので、ぜひ暮らしを守るために水道があるんだという立場で検討いただきたいというふうに思います。

次に、学力テストですけれども、教育長さんは実施すると言われましたが、実施する立場でひとつお尋ねいたしますが、教育産業がこの学力テストを請け負っていく。これは民間でできることは民間でという流れから出てきているんだろうと思いますが、ただ個人情報が出る危険性があるということについて、例えば子供さんの親が、そんなことは嫌だから、名前を書かずに受けなさいとか、学校でちょっとこれは危険だから名前なしでいけんだろうとか、そういう要望が出た場合に、教育委員会、教育長としてどのように対応されますか。

#### ○教育長（青木萬生君）

あくまでもこの実施に当たっては、細かいことにつきまして、新年度になってから、文科省から県教委、そして各学校に実施方法について、議員が述べられたことも多分含めて指示があると思います。それに従って実施をするつもりでございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

学力テストも、本当に子供たちが教育を身につけるといところから出発しておりますけど、そのことが競争をあおったり、また強制をしたり、そういうことがあってはならないと思いますので、やっぱり一人ひとりの意思、また保護者の意思を尊重しながら対応していただき

たいということを強く要望しておきたいと思います。

次に、4点目の介護認定の問題ですが、福祉部長は今後も現行どおりというふうに述べましたが、今回の国会での質問への答弁、やはり高齢者に負担がかからないようにということですので、近隣の自治体が、例えば部長が言われたように、介護認定4、5の方には障害者の認定をしていくんだという考え方が大分はっきりしてまいりましたので、例えば案内を、広報だけじゃなくて、対象者の方に障害者控除を受けられますよという案内を、例えば隣の津島市がやっているように、認定者4、5の方には出すべきじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

近隣の津島市というお話がございました。私の方、直ちにそういった実施ということは考えておりません。現行のとおりにいきたいと思いますが、やはり近隣の市でやってみえるという福祉の関係につきましては、よく調べさせていただきたいということでございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

障害者控除の認定の問題ですけれども、私が述べたのは、つい最近の2月28日の国会の答弁ですので、やはりこういうものをしっかりと確認していただいて、それで対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議員さんのおっしゃられたこと、十分に真摯に受けとめて、これから福祉の関係につきまして、近隣市のやってみえるところの状況を踏まえまして、愛西市として考えていきたいと考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

きょうは4項目にわたって一般質問を行いました。やはり国のしわ寄せが今地方自治体に来ております。それが行政改革の集中改革プラン等という形で示されてきておりますが、そういう中でも、住民の安全と福祉を守るのが行政の第一の仕事だと。そういう立場で一つ一つの問題に対応していただくことを強く述べて、質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、ここで10分間休憩をし、11時10分から再開をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、休憩を解きまして一般質問を再開いたします。

通告順位11番の10番・真野和久議員、質問を許します。

**○10番（真野和久君）**

今回は、大まかに3点質問をいたします。

第1点目として、生活が大変な市民に対してしっかりとした対策を求めるという点です。

今、格差社会の問題やワーキングプアの問題が大変深刻になっています。ワーキングプアと

例えば、正社員並みにフルタイムで働いても、あるいは働く意思があっても生活保護水準以下の収入しか得られない。そういう就業者のことを言いますが、大体年収 200万円以下の世帯がそうであると言われております。そうした世帯が今年々増加している大変深刻な状況にあります。

また、高齢者においても、昨年、年金水準の引き下げとともに、公的年金控除の縮小や高齢者控除の廃止、住民税の高齢者の非課税限度額の廃止などで、住民税が増税になった方がたくさん出ました。また、今後それにとどまらず、国保税や介護保険料などへも今後大きく波及をしていくような状況です。まさに格差社会の問題、深刻になっています。

大企業がことしも業績アップで、今、新聞では賃金引き上げなどの記事もかなり出ていますけれども、しかし、一方で、年金生活者の高齢者にはそれは関係ありません。また、中小企業やその従業員、また非正規雇用の労働者の人たちはまさに蚊帳の外であります。本当に今、生活が大変な市民に対してしっかりとした対策が必要だと思います。

そして、その中で、今回は国民健康保険法44条に基づく医療費の減免の問題と、多重債務者に対する対策について質問いたします。

まず第1点目の、国民健康保険法第44条に基づく医療費の減免の問題です。この件に関しては、これまでも同僚の議員からも何度もこの減免をとめる意見を質問してまいりました。そして、市としても、これは必要だというふうに認めておられると思います。しかしながら、いまだにこれに関しては提案がなされていないのが現状であります。44条では、保険者は特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対しては、一部負担金を減額、あるいはその支払いの免除、あるいは猶予ができるとしております。本当に今大変な方々がふえている中で、これをしっかりとやっていくことが必要ではないでしょうか。

その点で、なぜ今になっても実施できないのか。また、いつから実施するのか。調整がつかなければ、やはり期限を切っても市独自に対応すべきではないでしょうか。その点について質問いたします。

二つ目の問題として、多重した際の相談への支援の強化の問題です。

昨年12月に多重債務問題の解決を目指し、グレーゾーン金利、いわゆる出資金法の上限金利29.2%と、利息制限法の上限金利15から20%の差を廃止することを中心とした新貸金業法が成立いたしました。多重債務問題にかかわる多くの方々の中でこれが成立したわけですが、しかし、これだけでこれが解決するわけではありません。さらに今後この金利の引き下げで、これまで多重債務に陥って、借りかえをするなどして自転車操業をしていた人たちの生活が回らなくなるというのが今後ふえてくるというふうに思われます。そうした方々が、いわゆるやみ金につかまってしまう前に対策をしっかりととっていかねばなりません。

ローンやクレジットの危険性の啓発、また多重債務の相談の紹介などの広報も愛西市でもやられました。当然これはこれからも続けていく必要があります。しかし、それと同時に、そうした方々の立場に立って、しっかりと寄り添って手助けをしていく、そうしたことが本当に今



求められていると思います。中日新聞の報道でも、この貸金業法の附帯決議で、各地方自治体に対して、多重債務者に対する相談窓口を設置して、適切な助言を行い、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう要請を行うこととあります。また、渡辺喜美内閣副大臣も、全国の市町村に多重債務の相談窓口を設けていきたいというふうに述べたというような報道もされました。そうした点で、この愛西市の姿勢が今後問われてまいります。

先日、滋賀県の野洲市に視察に行つてまいりました。議長に大変無理なお願いをして、急遽行つてきたわけではありますが、その野洲市での対応は大変しっかりしたものとして感動いたしました。野洲市では、平成11年度から消費生活相談員を配置しています。そして、その相談員を中心に市民からさまざまな相談を受け、特に各課、収納課や、あるいは市民税の問題、国保税の問題、その他の公共料金の問題や、あるいは給食費の滞納なども含めて、あらゆるところから情報を得て、サラ金、いわゆる多重債務の問題があれば、すぐに相談に乗っていく。そして、真剣に相談に乗る中で信頼関係を築き上げ、一緒になってその解決のために取り組んでいます。平成17年度、野洲市では多重債務の相談が113件ありました。それを含めて、消費生活相談としては803件、1,000件を超えるとも言われています。そうしたことに真剣に対応し、多重債務問題では、滋賀県の弁護士会や、あるいはサラ金やクレジットの被害者の会などとも協力しながら、今対応しています。

愛西市では、市民税の滞納者が1,804世帯、国保税の滞納者も2,119世帯あるというふうに聞いています。来年度から嘱託職員による滞納の徴収が始まりますが、しかし、大事なことは、そうした方たちがやはり払えるような生活を再建していくことが必要ではないでしょうか。そのためにも、しっかりとした市の相談体制をとっていくことが必要です。また、長期に返済をされている多重債務者の方々は過払いになっている場合が数多くあります。そういうものを解決しながら、解決金の中から、市税や、あるいは国保税などの支払いをしていただくというような成果も出ています。本来市に入るべきお金が多重債務の中に消えていく。そんなことにならないように、しっかりとした対応が必要です。ぜひとも愛西市にも消費生活相談窓口を設置して、市が積極的に対応するように求めます。

また、市民税や国保税、水道料金など、税や公共料金滞納者に対して、多重債務の相談を各課が連携して対応するように求めてまいります。

2点目として、ボランティアの活用と支援の問題です。

先日、愛西市のボランティア連絡協議会主催のボランティア交流会がありました。そこに参加しましたが、その中で、聴覚障害者の方から、市の防災訓練に参加したいが、手話などの対応がないので行けないという意見をお聞きしました。この間、愛西市では、積極的に市の屋内での行事では、要約筆記や、あるいは手話通訳なども配置され、かなり積極的に対応されているというふうに感じていましたが、しかし、そうした防災訓練など屋外での催しやそうした点ではまだまだ不十分な点があったことを知りまして、大変ショックでありました。この機会に、ぜひとも市のさまざまな行事に対して、障害者を含め、だれでも参加しやすいような形態

をぜひとも総点検していただきまして、またそうした方々の要望に沿ったボランティアの活用をやっていただきたいというふうに思います。

また、二つ目として、市長は、市の行事だけではなくて、行政運営などに対して、住民参加やボランティアの積極的な活用をしていく考えでおられると思います。しかし、ボランティアグループ自体がメンバーの減少によって活動の継続に不安を抱えているというような状況があることを御存じでしょうか。ボランティアは、決して安上がりで便利なマンパワーだと考えているというふうには思いませんけれども、しかし、ボランティアの積極的な活躍を望むのであれば、肝心のボランティアの養成、技術の訓練の要るものの養成や、あるいはボランティア意識の向上に対する講座など、もっともっと力を入れていく必要があると思います。市は、行政講座の開催などの支援を、社会福祉協議会と協力してもっと進めるべきではないでしょうか。また、ボランティアセンターの設置など、ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めていただきたいと思います。

3点目は、佐織地区のハッピーさおり前の交差点の安全対策の件です。

以前から、佐織地区の五軒家東交差点は東西方向の市道、旧町道ですが、歩道がなくて危ないので何とかしてほしいという声がたくさん出ておりました。第1に、東向きの市道、新堀川の橋の方へ向かっていくところではありますが、橋を越えた坂から交差点までは歩道が全くありません。特に信号待ちをするところでは自転車と車が接触しそうになるなど、大変危険な状況に今でもあります。西向きのところでも、スーパーの南側、スーパー側に車が駐車されるようなときがよくありますが、そういったところではやはり歩行者や自転車の通行が危険にさらされています。最近、交差点北東角のガソリンスタンドが解体をされ、更地になりました。そしてまた、新堀川には耐震補強の工事をやりますというような案内も今出ています。そういう点で、この機会にぜひともこの交差点周辺の歩道の確保など、交通安全対策の計画を立てていただきたいと思います。そして、新堀川の橋に向けての歩道の確保、また西側のスーパー側のところの歩道などの設置についても検討をお願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、国民健康保険の関係をお答えさせていただきます。

この件につきましては、議員おっしゃられたとおり、もう既に何度か御質問をいただいておりますが、海部津島地域での統一的な取り扱いに向けて担当レベルでの話し合いを続けております。御承知のとおり、この件に関しましては、医療機関等の御協力がなくしてはスムーズに進められないこともございまして、そういった面からも何とか同一步調をとりたいと考え、調整を重ねているところでございます。したがって、期限を切るとか、市単独の考え方は現在のところは持っておりません。何とか同一步調で進められないか、検討をしておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、多重債務相談の支援の強化をという1点目の点について、お答え

をさせていただきたいと思えます。

市の方で相談窓口を設けて、例えば相談員などを置くなど、積極的に対応をとる御質問がございましたが、昨年9月の議会において村上議員から同じような御質問をいただきましたけれども、その当時、御質問にお答えをしたとおりの考えで変わっておりません。よろしく願います。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、多重債務の2番目の件でございますが、私ども、税等の滞納をされてみえる方、そういう方たちと収納課及びそれぞれの所管の担当者がそれぞれ個別の面談を行わせていただいておりますが、こういう問題があったときにおきましては、今、相談機関の方を御紹介するように、内部の連携を強めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ボランティアの市行事、事業への御参加の件で、今、聴覚障害者の方が防災訓練に参加したい旨の意向があったということをお聞きいたしました。

前段で議員もお話があったように、私ども、所管する大会等のところには、手話や要約筆記の方たちの御協力は得ている部分がございます。昨年の防災訓練におきましては、時間的なこともございまして、そういう意向等の把握もせずに、職員がそれぞれの障害の方に扮した避難訓練を行わせていただいたのは御存じかと思えます。今後は、その参加希望の状況を私どもとしてそれぞれのところの御協力を得て把握をして、またそれに対応するボランティアの方々ということは、参加への交通のこともありますし、全面的にいろいろな御協力が得られるような状況下を踏まえて、それぞれ考えてまいりたいというふうに思っております。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

福祉の方から御答弁させていただきます。

御指摘のとおりボランティアの養成講座は必要と考えております。今後につきましては、市の社会福祉協議会と連携をとって進めたいと考えております。

ボランティアセンターにつきましては、愛知県社会福祉協議会に愛西市社会福祉協議会に設置という届け出はしてございます。活動しやすい環境の整備ということですが、現在もボランティアグループの活動は、福祉センターを中心に活動してもらっております。また、愛西市社会福祉協議会において、ボランティア連絡協議会、またNPO連絡協議会を立ち上げて、活動してもらっております。このような状況の中で、総合福祉センター、市社会福祉会館等の既存施設の活用の中で、市の社会福祉協議会との調整とか連携、そういったことで進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、ハッピーさおり前の交差点の安全対策ということでお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

議員質問の趣旨の中で言うとおみえになります交差点北東角のスタンドについては、最近解体されて更地の状況になったということは私どもも現状の把握をさせていただいております。こうした議場という場ですので、個々の細かいことについては控えさせていただきますが、こ

この箇所については、旧佐織時代に境界等の関係でいろいろあって、現在に至っているというふうに聞いております。議員おっしゃってみえましたように、更地になっておりますので、私どもとしても、再度土地所有者の方へそういった御協力のお願いができないかの確認に伺いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、交差点南東につきましては、これも旧佐織町時代にいろいろ地主の方と交渉した経緯があって、協力しがたいというような話を伺っております。こちらの方も、境界等の関係がわからない状況で、現場もかなり交差点に近い付近が狭いということで、境界の確認をして、舗装工事を行い、かなり広く見えるようになっておるかとは思いますが、こちらにつきましても、再度土地所有者の方にお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

南側の民地境界において確認できないというようなことを聞いておりますけれども、用地の確保は難しいかわかりませんが、もう一度当たらせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それで、交差点西側の方については、佐織町時代にもお話があって、その当時、お答えとして、外側線を引かせていただいて、というのは、御存じかと思いますが、現場は人家の方がたくさん既に建ってしまっていますので、外側線を引かせていただいて安全策というふうにさせていただきたいということで御理解をいただいているやに聞いておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、1点目から再度質問をさせていただきます。

今、話し合っているって、ずうっと話し合っているんですね。なぜできないのかについて、具体的にちょっと説明をお願いしたいんですが、44条の問題について。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

具体的にということでございますが、先ほどもお話をいたしましたように、市町村の足並みがそろわないというのが一番の原因だと思っております。何とか減免制度のお話し合いができる、同じような時期に実施できるということが一番肝要だと思っております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

足並みがそろわないという話も聞きました。だから、それが具体的にどういう問題で足並みがそろわないのかというのが具体的なという話なんです、そこはどうなんですか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

大変申しわけございません。私、そこまで明確に掌握しておりませんので、後ほど課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

市町村の意見がそろわないという、具体的にという御質問でございます。

何度か町村の我々レベルの方で会合を持っておるわけでございますが、基本的に法の規定上の中ではやらなければならない事柄でありまして、窓口の方にお見えになれば、当然対応する

という体制にはなるわけですが、ただ、そこでどういった対象でそれをやっていくのかという線引きの問題が一つございます。簡単に言いますと、所得の状況が一つ考えられますけれども、幾ら以下の方々に対して適用するのかというような線引きの問題がございまして、当然先進地の事例等も掌握しながら検討の方を進めておるわけですが、その辺の基準の線引きのラインをどこにするかという、落ちつくところがなかなか見出せないという点もございまして、それと、各市町村の温度差と申しますか、そういったところもございまして、すぐさま調整に至っていないという現状でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

#### ○10番（真野和久君）

去年の税制改正によって、例えば高齢者、65歳以上のひとり暮らしの人だと128万円以上年金があると非課税世帯が課税世帯になります。例えば医療費の月額自己負担の限度額が3万5,400円から7万2,300円、大幅に引き上げられます。大体そういう世帯というのはほとんど生活保護基準ぎりぎりというところなんです。生活保護になれば、医療費は基本的に扶助されます。当然国民健康保険料とか税金も基本的にはないです。しかし、課税世帯となると、当然生活保護でなければ、医療費は最高月額7万2,300円、なおかつ国民健康保険料も払わなきゃならないし、住民税も若干払わなきゃならない。そういう状況になるわけですね。本当に月に10万円切るような生活の中で、医療費だけで最高7万払わなきゃならない現状をどこまで真剣に市として考えているのか。やはりそういった姿勢が非常に問われているのではないのでしょうか。実際、本当に取り立てる分、徴収する分については非常にやろうやろうとしていますけれども、救済をする制度については、本当に対応が遅いというのを非常に実感します。そういった点でやはり考えていくことが必要だと思います。あくまで単独では考えていかないというふうに先ほど部長も言われましたが、しかし、現実には線引きの問題がなかなかいかないし、やっぱり市町村間での温度差がかなりある。それでも、単独ではやらない。同一でやるんだというところでは、まさに市民の皆さんの現状をどこまで考えているのか疑いたくなってしまう。そうした点で、今後、実施するめどというのはあるのでしょうか。それがなければ、本当に市独自にやれないのでしょうか。真剣に対応してもらいたいと思うんですけれども、その点の答弁をお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

市単独にということですが、事務レベルの中では、ある程度の市町村の中で話し合っていて、ある程度の市町村の形で施行ができないかということの検討もいたしております。そんなことも視野に入れながら協議をしておるということも聞いてはおりますが、私どももそんな形で実施できるのかどうか、これからもよく協議しながら考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

市単独ではやれないんですか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほど申し上げましたように、医療機関の関係もございます。市単独でということは現段階では考えておりませんが、何とか市単独ということも含めまして研究はいたしております。しかし、今までできる限り、先ほど申しましたように、海部津島圏域で何とか歩調を合わせてできないかというお話し合いをしておる中でございます。よろしく御理解がいただきたいと思っております。

**○10番（真野和久君）**

一つだけ確認します。やれるかやれないかといったら、やれるんですね、市単独で。可能かどうかというふうに聞いているんですけど。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

大変失礼をいたしました。可能ではあると思っております。

**○10番（真野和久君）**

本当に大変な状況を考えれば、市単独でということをしつかりと考えて、早急に対応をぜひともお願いをしたいと思っております。海部郡内では、例えば国民健康保険条例の運用規則などで、医療費の一部負担の減免の規則や何かがあるということは、海部津島管内では七宝町しかない。あとは規則の中でも一切うたっていない。しかし、稲沢市とか一宮市ではもう既にそういう規則もちゃんとあるんですね。こういう提出書類もちゃんとあって、形式もあって、一応出せば受け付けますという話にはなっているんです。ところが、愛西市などではそういうのもない。ということは、全く手の出しようがないと。自分でつくってやればいいんですけど、そういう状況ということも考えると、本当にこの海部郡ってむちゃくちゃおくられているんですよ。だから、その点を踏まえて真剣に考えてほしいと思うんですが、市長はどうでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

真野議員の御質問にお答えをいたします。

担当の説明のように、今までのいきさつ、推移も御説明を申し上げました。それぞれの自治体での考え方があるということ、しかしながら、御指摘いただきましたように、私ども、旧海部町村会から市として独立したわけでありまして、先般、3市5町1村の首長の連絡会も持つとうというような申し合わせの第1回目をしました。ですから、御指摘いただきました点につきましても、私もそうした機会を通じて御提案を申し上げ、御相談をさせていただきたいと思っております。

**○10番（真野和久君）**

ぜひとも早期実現ができるように、市長からもよろしくお願ひいたします。

また、本当にきちんと期限を決めてでも、見切り発車をしてでもやっていくようなことも真剣に考えていただきたいと思っております。

二つ目に、多重債務の問題ですが、先ほど経済建設部長、非常にそっけない対応でありましたが、もう一度、対応としては結局どうするというのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

1回目に御答弁させていただいたとおりなんですが、9月のときにもお話を申し上げました

けれども、いわゆる消費相談件数、17年度というのは前年度より数字が減ってきておりますし、愛西市の相談件数につきましても、16年に382件であったものが311件と減少傾向にあります。それが1点でございますし、いわゆる消費相談、多重債務相談、こういったものについては、より専門的な知識を持っている人じゃないと、私を含めてですが、私ども職員が軽々に御相談をお受けして、お答え申し上げて、間違っていたということになると大変なことになりますので、9月の議会に御質問いただいたときも、県民プラザの方で4名ですか、消費生活専門相談員の資格を持っておみえの方がございますので、そちらの方へ御相談をしていただけませんかという紹介をさせていただいているような状況なんですね。実際、担当窓口というか、消費生活相談の関係で、言っていないかわかりませんが、担当課長会議が1年に一遍あって、このぐらいの件数の相談があって、これぐらいの状況ですよということだけで、実務的にはいろいろ中身の内容等を御指導いただくようなこともないわけなんです。したがって、先ほど申し上げましたように、資格を要した相談員さんがお見えになる県民プラザの方へお出かけいただいて、しっかり御相談をいただきたいなというふうなことでお願いしております。そういった回答を9月議会でもさせていただきました。大変そっけないという厳しい御指摘を受けましたけれども、その内容と私どもの考え方は現在も変わっておらないということで御回答させていただきましたので、よろしく願いいたします。

**○10番（真野和久君）**

今、部長言われました、市民の相談、平成16年382で、17年311ですか。これというのは、どこへの相談で、内容的にどんなものだったのかというのをちょっと説明していただけますか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

県民プラザの方へ御相談があったもので、内容については、先ほども申し上げたんですが、私どもの方へ個々具体的に、名前は伏せるにしても、愛西市でこういうような相談があったというような連絡等はいただいております。

**○10番（真野和久君）**

この数というのは、愛西市だけじゃないですよ。愛西市だけで300件以上あったということですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

愛西市の方の、いわゆる多重債務だけじゃありませんで、消費生活全般にわたっての御相談ですけど、16年が382件あって、17年が311件というふうに伺っております。

**○10番（真野和久君）**

県民プラザへの相談だけでも300件以上年間あるわけですよ。減っているといても、一時的に減っているかどうかという問題もありますし、また多重債務の問題だけじゃなくて、例えば不正請求の問題とか、通販の相談とか、訪問販売の問題とか、結構そういう問題の、言い方は悪いけど、はやり廃りみたいなものがあるんで、総体的な数だけで減っているとかがふえていくとか、なかなか言いがたい問題もあるんで、そこはちょっと考えなければならないというふ

うに思います。

一つ考えたいのは、やっぱり多重債務の相談ってなかなか表に出てこないんですね。身近に相談するところがなかなかないというような状況もあります。特に借金の問題というのは、知られると、やっぱり世間体の問題とか、家族にも知られていない場合とか結構あるものですから、やはりそれなりの信頼関係とか、そういうものがないと相談もできないという状況にあります。取り立ても含めると、身近に親身になってやっていくことが非常に重要だと野洲市の方も言うておられました。

例えば津島市には民主商工会というのがあります。そこにはレンコンの会といって、いわゆる多重債務の解決を自分たちで自主的にやろうということをやられているところがありますけれども、大体海部津島がメインなんですけど、そこで大体年間40件から50件ぐらいの多重債務の対応をされています。相談件数はもっとあるみたいですけども、解決も含めていろいろと一緒にやってやられているわけですが、実際あるんですね。当然愛西市の方もその中に含まれます。そういう民間での対応というのもちろんあるんですよ。そういったこともあるから、やはりちゃんと市として対応してもらおうということが非常に重要になります。一番いいのは、いわゆる消費相談専門員の資格を持った方を配置していただくのが一番いい。野洲市では、これをされている方を1人嘱託で配置されております。それだけじゃなくて、例えば消費生活センターで研修とかもやっているそうで、そうしたところへぜひ職員の方を派遣したらどうかというようなお話もされていました。当然専門の職員を置くというのが一番いいんですけど、まずそうした形での研修というのをやるなり何なりしていくことの中で、職員がしっかり知識を深めて対応していくということもやれますので、まずはそこから始めるということも大事だというふうに思います。

本当に今回、徴収率の問題で、上昇の問題で、嘱託職員で徴収をして回るといような形に今回なりましたけれども、本来はやはり滞納されている方というのは何らかの問題があって滞納されているわけですよ、市税にしろ、国民健康保険税にしろ。そういう方々の生活の状況とかをしっかりとつかんで、もし問題があれば、その生活を再建していく。立て直しを支援していくということを考えないと、いつまた滞納するという状況に陥るかわからないし、そういったところのきちとした視点に立って市としても対応をしていくことが本当に必要ではないかというふうに思うんですよ。徴収率を上げることは重要ですし、税にしても、基本的には払っていただくことが基本であります。けども、きちとした対応をせずにやっているんでは余りにも片手落ちではないかというふうに思います。ぜひともきちとした対応をしていただきたい。

例えば広報の問題でも、広報に掲載していただきましたよね。これって、これまでに結局何回やられましたか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

広報に何回ということですが、申しわけございません。回数をお尋ねになりましたら、私、載せたことの記憶はございますが、回数の覚えはございませんので、お許してください。



### ○10番（真野和久君）

1回しか、僕、見当たらなかったんですけど、かなり3ページにわたって詳細にありました。ただ、残念なことに、ここに相談してくださいというのでずうっと並んでいました、消費生活センターとか。だけど、愛西市の担当って全く書いてないんですね。だから、市はどこが担当しているかも全然わからない状況というのがやはり如実に、例えば消費生活相談とか、こういった予算の問題とかの市の対応をあらわしているのではないかというふうに思います。ぜひ市として消費生活専門員などの配置を考えていただきたいというふうに思います。やっぱりなかなかみずから相談に行くって難しいんですよ。海部事務所に相談に行くのが一番近いかな。弁護士となってくると、なかなかこの地域で弁護士の方を紹介といっても難しいですよ。どうしても名古屋の方という話になっちゃいます。

一方では、多重債務の問題でいくと、いろんな対応ができるわけでありまして、そうした対応も含めて、親身になってやっていくことが重要だと思います。市として、多重債務の問題とかの相談とかというのは今まで全くなかったのでしょうか。その辺はどうですか。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の知る限りでは、窓口の方へお見えになったというようなことは聞いておりません。議員御質問の中でいろいろおっしゃいましたけれども、私、2回目の答弁でお話をさせていただきましたように、多重債務ということになりますとどうしても専門的な知識が要るのではないかなあとと思います。私も含めてですけど、私のような職員が軽々に相談に乗って、誤ってお答えをしたことで何らかのトラブルが発生したというようなことがあってはならないと私は思いますし、身近に相談窓口があった方がいいんじゃないかと議員は発言をしておみえですが、私が仮にその多重債務者であったということなら、この付近の方が相談に乗ってあげますと言われても、私はその身近な方へ相談をかけるようなことはしません。全表面識もない、全く私の存在をお知りにならない方であれば、腹の底から、こういう問題で、こういうことで実は困っていますと打ち明けられますが、市内で顔を仮に見たことがない方であったとしても、市内の方が相談窓口で私の相談に乗ってくださるということであれば、私はそういう窓口へ出かけるつもりはありません。したがって、県の県民プラザを御利用いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○10番（真野和久君）

その辺が非常に、当然、例えば多重債務の問題で経済建設部長のところへ相談に乗ってくださいという方はなかなか見えないと思いますよ。それは、滋賀のところだってそんなにありません、実際は。でも、例えば税の問題とか、いろんな相談の中でそういう話があったときに、庁舎の中で協力して、こういった問題についてはそこへ持っていくという形の対応になっています。その中で、一度にそこから一気に解決なんていう話には絶対ならないそうです。やっぱり何度か話を聞いてみて、信頼関係をつくってやっていくという形になっていますよ。それは当然ですよ。そういうところ、ぜひとも実態調査とかいうのを一度やってくださいよ。例えば消費相談センターとかの研修などについても、やはりみずから自分たちできちっとやっていく

ことから足を踏み出さないと、やれないやれないと言っておってもしょうがないし、実際国やなんかでは市町村に置くべきだという話をだんだんし始めているわけですから、その辺はやっぱりしっかりと検討すべきだというふうに思います。

もう一つ、決して何でもかんでも消費専門生活相談員が解決するわけじゃありません。例えばその担当者が言ってみえたのは、当然信頼関係ができて、解決しましょうという話になってからですよ。その中で、例えばその場で弁護士さんに約束をとってもらうように本人に電話をしてもらおう。そういった形で、本人が動き出すような後押しをする手助けをしているんですよ。まずそこから始めているんですよ。そういう対応を市としてやっていくことが大事じゃないかという話をしているんです。ぜひとも先進地域の調査を含めて、検討をしていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

御指摘いただいた点は、今までもそれぞれの担当部でそうした小さな相談から大変な相談までも聞いたりしながら、県民プラザの方へ御案内をしている状況もあると思うんであります。ですから、御指摘いただきました点につきましては、関係部署、そうした意識を十二分に持って、今後の対応を進めさせていただきます。

そして、御指摘いただいた勉強は、私ども、それぞれの担当がさせていただきたいと思っております。

#### ○10番（真野和久君）

やはりこういった問題というのは、なかなか表に出づらいという問題がありますので、庁舎の中での協力というのが非常に重要になっていきますので、しっかりと検討していただきたいと思います。本当は多重債務の問題だけじゃなくて、消費生活相談を含めて、本来なら市民課等でしっかりとした住民の皆さんの、まず最初にそこにいろんな苦情が集まるというような窓口をつくっていくことって本当に大事じゃないかというふうに思うんですよ。機構改革が今後検討されていくと思いますけれども、そうした中で、そうした部署をしっかりと市民課の中でまず窓口になるようなところをつくってもらおうとか、そういう対応というのを今後検討できないものでしょうかね。以前にも防災専門の防災担当とかをちゃんとつくってほしいという話も一度要望して、したいけど、なかなかやれませんというような話もありましたが、そうした検討というのは機構改革の中に入っているんでしょうか。相談窓口を含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

#### ○助役（山田信行君）

時代の要請に応じた組織の機構改革、そういったものは私ども、プロジェクト体制をつくりまして、もう少し時間をかけて検討させていただきたいと思っております。そういったときには、議員さんからの先ほど御要望のありました点などもよく頭に入れて検討していきたいと思っています。

なお、先ほどの多重債務の関係の相談窓口ですけれども、私ども、広報に載せる回数などももう少しふやしたいと思っておりますし、当面一番早い点では、社会福祉協議会が行っており

ます心配事相談、弁護士を介した相談が月1回、佐屋と佐織の社会福祉協議会の庁舎でそれぞれ行われておりますので、そういったところも紹介できるような体制を市役所内部の庁舎でPRできるようなことを考えていきたいと思っております。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

ぜひとも、何も経済課につくれということではないと思うんで、本当に適切なところできちっと相談ができることを市としても検討していただくように、それについても重ねてお願いいたします。

それから、ボランティアの問題でありますけれども、防災訓練に関しては、ぜひともそういった形で対応していただきたいと思っておりますし、それ以外の市の行事等については、現状はどういうふうになっているのでしょうか。調査しましたか。

**○総務部長（中野正三君）**

個々の調査までは至っておりません。先ほど申し上げましたように、行事行事の中で、それぞれのボランティアの団体に個々でお願いをしているというのが現状でございます。御協力いただいている内容等においては、一括のものは現在持っておりません。

**○10番（真野和久君）**

行事によっていろんな性格があるので、一度きちんと改めて参加をどういうふうにしてもらうかということを含めて、検討をお願いしたいと思います。

それから、ボランティア支援の問題ですが、現状を言いますと、例えば非常に今まで市の方でもお世話になっております手話とか要約筆記の方々でも、なかなか今、自力で養成講座が開けない状況になっています。ボランティア連絡協議会の限られた予算の中で、ある意味順番に養成講座を開いていくような状況になっていまして、そこはやっぱりきちんと養成していくことが大事なんで、それは市として、社会福祉協議会とぜひとも協力していただいて、地域ボランティアとか社会協議会のしっかりとした定期的な開催ができるような体制をぜひともとっていただきたいと思っております。ボラ連の中の予算って非常に限られていまして、一部の講座だけにお金をつぎ込むわけにいかないという問題がありますので、その辺は関係団体でぜひとも協議をしっかりとっていただきたいと思っております。

それから、活動しやすい環境の整備ということですが、ボランティアセンターというのは社会福祉協議会にいっぱいありまして、実際名前だけ、言い方は悪いですけど、名前があって、そこでいろんな受け付けをしていますよというところもあれば、ちゃんとしたセンターがあって、そこで自主運営をしたり、そういうようなところもあります。いろんなのがあるんですね。そういったことも含めて重要だと思いますので、ぜひとも関係者の意見なども聞きながら考えていただきたいと思っておりますし、また、今、部長の方から、福祉センターを中心に活動されていますというふうにおっしゃられました。確かにそうなんです。だけど、福祉センターって土・日はやっていないですよ。土・日にボランティアが集まっているいろんな話し合いをするときに、福祉センターだと基本的に無料なんです。ところが、ほかのところだとそうはいかないですね。基本的に半額出さなきゃならないという状況になっています。特に若い方とか、働い

ている世代の方々などにボランティアとして活躍していただこうと思うと、どうしても土曜日や日曜日、それから祝日などにそうした活動とか話し合いのところをつくるということが必要になってまいります。どうしても会場費って非常に大変なんですね。今、ボランティア連絡協議会の方でその半額のやつを出してとかいう形も検討しながらやっているんですけど、基本的に社会福祉協議会におんぶにだっこでやっていますが、実際にはそういったものというのは、市としても今後検討をしていただきたいというふうに思いますし、もう一つ、相談を受けたんですけども、いわゆる県のそういった団体の大会とか学習会とか、あと県レベルで集まる、地域レベルで集まるようなときにも、やはり会場費の問題が非常に負担だというような声もあります。ぜひ市や何かの後援をとっていただいて、できるだけ軽減するように相談に行くといよいよという話はしておるんですけど、またそういった相談とかがありましたら、積極的に相談に乗っていただけるようにお願いします。そうした点、その辺の考え方について、答弁をお願いします。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議員さんのおっしゃられました関係でございますが、やはり今求められておるのは、いろんな面での福祉でございます。ボランティアの関係につきましても、おっしゃられたことを十分に受けとめまして、関係機関、社会福祉協議会の方とよく連絡調整、協議をして進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

最後のハッピーの問題について行きますけれども、今、東側でいくと、駐車場のところの空き地側に自転車をとめて、皆、信号待ちをしているという、非常に所有者の善意に頼っているような状況になっているような感じもしますので、早急にぜひ協力を求めて、解決の方向へ進んでいただきたいと思います。

もう一つ、あそこの新堀橋を含めた拡幅などの計画というのはあるのでしょうか。そこだけ1点お尋ねします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

拡幅の話は聞いておりません。

**○10番（真野和久君）**

それともう一つ、夜、その交差点の南北の県道の方、本当は新堀川の南の方の橋のところからずうっと広げていくという、見越の方は大分広がりましたが、その後、ずうっと旧平和町に向けてはなかなか広がらないんですが、そうした計画というのは、県の方ではどうなっているかというのは、市として認識されているのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私、ちょっと申しわけございません、熟知しておりませんので、一度県の方へ聞いてみて、また議員の方へお知らせします。

**○10番（真野和久君）**

ぜひよろしくをお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これで10番・真野和久議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は13時30分からにしたいと思いますので、御報告申し上げます。以上です。

午後 0 時10分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

お約束の時間になりましたので、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

その前に、午前中の10番・真野和久議員の質問に対し、篠田経済建設部長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

午前中の御質問に対して、私の答弁、申しわけございませんでした。改めて1回目の真野議員の御質問の御答弁を今から申し上げますので、よろしく願いをいたします。

消費生活相談につきましては、数年来増加の傾向にございましたが、平成16年度をピークに減少に転じました。愛西市の相談件数につきましては、伺いましたところ、16年では 382件、これが17年度では 311件に減少していると聞いております。それで、議員がおっしゃいました窓口で専門相談員による相談がよいので、そういった窓口を設けて人員の配置をとというような御質問でございましたが、この件につきましては、相談内容が多岐にわたり複雑化していることで、かなり専門知識の法律に詳しい消費生活専門相談員の資格を持った方をお願いする方法がよいのではないかということで、県海部事務所の中にございます県民プラザの方へ御案内を申し上げております。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、通告順位12番の21番・永井千年議員の質問を許します。

○21番（永井千年君）

それでは、私は3点について質問させていただきます。

最初のテーマが市の産業振興施策を問う。企業誘致で地域は豊かになるのか。まずこの問題について質問させていただきます。

12月定例議会でも今議会でも企業誘致についての市長や関係部長の積極的答弁が行われています。2月13日には議会の研修会も行われて、開発手法についての勉強会も行われています。各地の例では、固定資産税の減免、補助金、そしてインフラの整備などの優遇施策を企業に先に説明して、そして後から合意した優遇施策を反映した条例制定などが議会に提案される自治体が目立っています。私はこういう手法というのは大変おかしいのではないかと考えています。愛西市の場合、どのような手法で進めていくのか、お答えください。

県内で既に22市4町1村の27市町村で企業誘致条例が制定をされています。最も新しいところでは瀬戸市と知多市が12月議会で条例制定を行っています。瀬戸市の場合、5年間固定資産税や都市計画税の全額免除、1人常用雇用を行うと25万円交付される。知多市の場合、5年間

固定資産税相当額の免除と1人常用雇用したら15万円などというふうになっています。自治体間競争だという言われ方をして、それぞれの自治体が出血サービスを提供するので、ぜひ我が自治体に来てくださいとサービスを競っているように見えます。果たしてこのようなやり方でいいのだろうかというのが私の最初の率直な疑問であります。愛西市は、どのような優遇施策を考えているのか、既に個別企業の具体的な誘致話があるのか、お答えいただきたいと思えます。

具体的な企業誘致の例を見てみますと、税収増には企業誘致しかないをやみくもに突き進んだが、結局期待した税収や雇用も得られなかった例も各地に大変多いと思えます。一例を挙げれば、例えばシャープの亀山工場、これは勝ち組中の勝ち組の企業であります。ここで三重県が90億円、亀山市が45億円の支援策が行われています。しかし、地元亀山市の常用雇用はたったの30人です。亀山市の分だけ見てみますと、1人の雇用に1億5,000万もかかっていることとなります。その上、この地域に住んでいた先住民であります猿が追い出されて、周辺農地の作物を食い荒らすという被害も出ているようであります。

かつて私は稲沢市に勤めておりましたが、この稲沢市でも、進出した繊維企業に土地代相当分に当たる15年間固定資産税を免除したけれども、税収増などに大きな貢献をしないうちに、結局繊維不況もあって、次々と撤退をしています。グローバルな企業ほど立地と閉鎖、撤退のサイクルが大変短くなっています。そして、子会社の場合には、利益は本社へ行ってしまい、その分工場などで考えますと、そこには請負企業しか入っていない。社員はほとんどいない。そうしますと、法人税割がほとんどないと。均等割に毛が生えた程度の税収しかないという例もあります。

このように、企業誘致が地域を豊かにしていない例も多いと思えます。私は、企業誘致を検討する場合に、各地のこうした失敗例からもしっかり学んでいく必要があるのではないかと思います。市長はどのような認識なのか、お答えをいただきたいと思えます。

私は、市外から企業を誘致し、税収をふやして、雇用をふやす施策を一般的に否定しているわけではありません。当てにならない外からの誘致企業を待望して、こっちの水が甘いぞと優遇施策を競うよりも、市内の中小企業や農業が大変苦しんでいるときに、市がまずやるべきことは、現にある市内の中小企業や農業の状態を正確につかみ直し、しっかりとした振興施策を行うことではないかと思います。この産業振興の軸足を、地域に住みながら生産活動を行っている地域の資本、資源に置くべきだと。地域でお金が回るようにしていかなければなりません。ですから、企業立地条例を定めるにしても、対象とする企業の規模を、例えば先ほど上げました瀬戸市の場合は、投資額1億円以上という金額を出しています。知多市の場合でも、社員50人以上の企業というふうにしてはいますが、そうした定め方ではなくて、地元中小企業が利用しやすいように、例えば投資額1,000万や2,000万規模、社員も5人や10人ぐらいの規模まで対象を広げて、地元で雇用を生み出す地元企業の設備の拡張や、あるいは市内立地を支援するべきではないかと思います。外からの誘致を行う場合も、地元からの雇用計画書を提出させ、約束するなどの条件をつけて行っていくべきであります。市民の税金をもうかっている特

定の勝ち組大企業にだけ注ぎ込んだが、雇用、税収もあまりふえなかったとなるようなやり方は容認できません。地域の産業振興で今どのような検討を行っているのか、具体的な施策があれば示していただきたいというふうに思います。

二つ目は、巡回バスの運行案は、市民の声を繰り返し聞いて、少しでもよい案にという問題です。

バス交通に関するアンケート調査が行われましたが、このアンケート調査は、通勤・通学を外した8時台から17時台という前提で行われました。しかし、こうした前提をつけたアンケートであっても、市全体で48.6%の方が利用意向を示されています。特に立田地区や八開地区では平均63.2%と大変高い数字が出ています。こうした市民の利用意向について、市長はどのように思ってみえるでしょうか。

12月1日に行われました巡回バス検討委員会の中間報告書は、通勤・通学まで対象に含めるとサービス水準を上げる必要がある。まず立田地区、八開地区でのバス交通の空白解決を優先すべきだという意見が多数出されたとして、立田地区、八開地区でのバス運行について、優先的に運行されたいと意見をまとめられています。どのような意見が検討委員会で出されて、このようにまとまったのか。特に多様に意見があったというふうにも聞いておりますので、ぜひどのような意見があったのか、御説明いただきたいといます。

2月28日の検討委員会では、立田、八開地区の運行案の案が示されたと聞きました。コースや運行日、運行時間、バス停など、概略どのような案を示したのか。検討委員会では、立田や八開地区の委員の皆さんから早速利便性向上のための意見が出ているようではありますが、どのような意見が出ていますか、お答えください。

そして、今の案の案から、いわゆる第1次案となるのはいつごろなのか。第1次案がまとまれば、早速公表をして、そして市民に意見を寄せてもらい、そしてさらに検討委員会でもっとよい案に練り上げていく必要があると思います。予算説明でも、早ければ7月にも試行運転を開始したいとのことでありますが、今後どのように進めていくか、お答えいただきたいといます。

三つ目の問題です。学校給食調理業務の外部委託はやめて、正規職員の手でであります。

学校給食に求められています極めて高度な安全性から、そして教育としての学校給食の目的の実現から考えても、専門的知識、経験がある正規職員の手によって調理されることが求められていると思います。現在、三つのセンターと佐織の3校では、正規職員27名、パート職員17名、そして佐織中、佐織西中、北河田小では委託業者の職員20名が調理を行っています。市長は、今後でもできるところは外部委託を進める趣旨の発言を何度もしてみえるわけですが、改めて市長の考えをお尋ねしたいといます。

私は、この佐織中学などの3校の業者との委託契約は、労働者派遣法という請負を装っていますが、実態は派遣労働ではないかという疑問を持っています。いただいた委託業務分担表によりますと、市の職員が献立表の作成、調理作業指示書の作成、食材料の購入及び発注、そして調理業務の中でも食材料の検収、食材料の使用量・残量の確認、給食日誌や月報の作成、検

食の実施、残滓・じんあいの処分の業務を行っています。それに対して、委託業者が行っているのが、調理業務のうち食材料の検収や被服などの購入及び管理、副食の調理、学級別の配缶、保存食の採取・保存、水質検査の実施と記録、食材料の使用量・残量の確認、日常点検表の記録など、そして調理室の清掃や残滓・じんあいの作業、休憩室の清掃などであります。これらの分担表でわかることは、献立表作成や調理作業の指示書の作成、食材料の購入及び発注という一番大切な部分を市の職員が行って、委託契約をしている調理業務さえ、その一部しか業者はやっていないということでもあります。いわゆる請負というのは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもので、契約の相手方から独立をして業務を遂行することが必要であります。これでは、受託業者の専門的技術で管理が行われて、契約の相手から独立して一つの仕事を完成させているとはとても言いがたいと思います。栄養士さんなどの市の職員は、請負契約なので直接的な指揮命令ができないことになっていますが、本当にこの指揮命令が行われていないのですか。実態を説明していただきたいと思います。

今、報告しましたような分担を行っているのであれば、直接的な指揮命令が頻繁に行われなければ給食業務全体がうまくいくとは思えません。むしろ高度の安全性から考えれば、私は、調理過程への直接的な把握、指揮・命令こそが必要なのではないかと思います。現状は、請負を装った違法な派遣、労働者派遣法に違反している疑いが大変強いのではないかと。直営に戻すべきではないかと考えます。市長の考えを伺います。

以上3点、答弁をよろしく願いをいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えをいたします。

最初に、企業誘致で地域は豊かになるかの御指摘であります。

企業誘致については、幾度となく御質問も受けてまいりましたし、新年度、県からの派遣職員、そして市単独で担当職員も配置をする予定としているわけでありまして、御指摘のように何もせずに手をこまねいていてもいけないわけでありまして、例えば弥富インターの回りを見てくださいと流通事業者が進出をしているわけでありまして、そうしたこと一つにしても、税収は大きく、田畑の時代と違ってあるわけでございまして、一つ一つそうしたことを考えながら、新しい企業誘致のあり方はいかにあるべきかということをお指摘いただきましたように、やみくもにやるといことは考えておりませんし、失敗、成功例それぞれ各地であるわけでございまして、塩漬けの土地をどうするんだ、そのときは塩漬けになっていたが、今こうして景気が回復して、企業誘致にという報道などもされているわけでありまして、決して失敗を見込んでのそんな考え方は毛頭持っておりませんし、いろんな手法、手段はあるわけでございますので、そうした考え方、十分に県の指導、助言など協力もいただきながら慎重に進めてまいりたいと思っておりますし、議会の皆さん方の意見も十分お聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

企業誘致しか増収はないという考え方はありません。御指摘いただきました農業振興、あるいは商工業振興なども進めていかねばなりませんし、大変うらやましいわけでありま



すが、伊勢湾台風の大変悲惨な状況があった飛島村、弥富市、現在は臨海工業部で、今の現状のすばらしいそうした状況もあるわけでありますので、今後いろんな機会を通じながら、地元の商工業者の皆さんにも一層の産業振興も協力をしてまいりたいと思っております。そうしたことで、農業振興などもいろんな手だてをしております。商工業者の方についても、利子補給、あるいはごみ袋の販売などもお願いしながら、地元の市民・住民の皆さんが少しでも多く寄っていただく事業所ということでもお願いをしております。これも、地元の企業ということで御指摘いただきましたが、こんなことがありました。佐織のある企業であります、工場を建てたいんだが、すぐ土地がないかという御質問、御提案の中で、残念ながら見出せませんでした。そして、東海環状線などの交通の便のいい美濃の方へ工場を新しく建設をされたというようなこともあるわけでありまして、一つ一つが地元で何とかということは、今後そうした企業に対しても、地元優先でというような企業の土地あっせんといいますか、そうした工業地域なども視野に入れながら進めてまいりたいと思っております。

御案内申し上げました近藤紡の跡地利用につきましても、少しでも雇用の醸成される事業所をとということでもお願いしてきたわけでありますけれども、大変大きいスペースのパチンコ店が進出、その他には、スーパー、あるいは衣料、食料、スポーツセンターなどのようであります。一つ一つ地域の企業に対してもそうした連携をとりながら今後も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

あとは担当の方から御答弁申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、私の方からは、バスの件で御答弁をさせていただきます。

1点目のアンケートの関係でございますが、佐屋地区、佐織地区におきましては、既に運行しているバスがございます。その運行形態の様子を見て、利用しないとしておられる方があったのかもしれませんが、この数値におきましては。ただ、立田、八開地区においては現在運行されておられませんので、その期待感といいますか、期待度を含めた利用意向がこの数値に反映をされているのではないかというふうに考えております。

中間報告に至るまでの状況下でございますが、その前に、10月末と11月30日に2回開きまして、それぞれ皆様方の貴重な意見をいただいたものでございます。出ました意見の主なものでございますが、巡回バス自体に、仕事をしていない、収入がもう既に確保されている、つまり年金生活の方を主とした交通手段といいますか、福祉センターの利用の形態になっていると。自分は、今この年になっても働くばかりだから、税で補っておることについての不満が出されました。利用料は当然取るべきだという意見もございました。

それと、住民の要望ということであれば、交通弱者の便を優先させ、福祉目的バスをまずその空白地帯に走らせるべきだということでございます。地域の方からいけば、当然そういうようなことをしていただきたいということでもございました。

あと、市の財政の余裕範囲で運行をすべきというような意見のもとに、今の立田、八開地区にはまず走らせることをしてくれという中間報告がなされた経緯でございます。

議員おっしゃいましたように、先月の28日にこの3回目の運行委員会で立田、八開地区の案をお示し申し上げたものでございます。これは、立田、八開地区、それぞれマイクロバスを各1台巡回すると。バス停においては、立田地区19カ所、八開地区16カ所、そして時間的には午前9時から午後5時までの、実際に私どもがお示した時間というのは、立田は9時から午後4時36分、八開は9時から午後4時54分というような形で時間割をお示し申し上げたものでございます。地区内の公共機関へ寄るといふか、それから隣接、佐屋、佐織地区との連携的な運行の仕方ということで、いろいろ御議論をいただきました。

4時以降、2時間以上やっていたか。その中で、地域的な経路とか時間的なことというのは地元の方たちという形で、立田、八開地区の方たちがそれぞれ残られて、その内容において御検討をなさっておられます。その意見も踏まえて、バス停の増設、そして経路の変更、乗り継ぎ場所の関係、そして待ち合わせの関係、そういう調整などの意見が出て、現在、私ども事務局の方で調整をして、今月末に再度検討委員会を開くということでお願いはしてございます。

今後、その問題について、立田、八開地区の方々から御意見は再度承る、検討委員会のほかの方にも承るつもりはしておりますが、ここの中では、新年度、総代さんが決まっていますので、その中で御意見をお伺いして、試行運転、第1次の運行計画といいますか、そういうものを決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

続きまして、学校給食調理業務の外部委託をやめ、正規職員の手での御質問にお答えをいたします。

現在進めております業務委託、特に佐織地区で過去ずっと進めてきた業務委託であります。自校方式によるところの業務委託を進めてまいりました。そんな実績の中でも、人件費の削減等大きくあるわけでありまして、これからもそうした考え方で進めてまいりたいと思っております。

そして、多くの民間の事業者もこうした参加を望んでいるといいますか、そうした考え方を持っているようでもありますので、他の自治体などでもこうした方法が考えられてきている、進められてきているということでもあります。これからもよりよい給食業務の方法で、考え方は外部委託ということで進めてまいりたいと思っております。

あと、担当の方から御説明を申し上げます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、私の方から、佐織中等の委託契約は労働者派遣法でいう請負を装っている。実態は派遣労働ではないかというお尋ねでございます。委託契約と派遣労働契約の違いの要点は、受託事業者の職員が委託事業者の指揮命令系統に入るかどうかというところに違いがあるものだと思っております。近年報道されて問題になったのが、この委託契約でありながら受託事業者の職員が委託事業者の指揮命令系列に組み込まれてしまったことにあるものと思っております。御指摘のように、直接的な指揮命令ができないというのは、委託契約であるがゆえのこと

だと認識をいたしております。そうしたことから、私どももこの問題については、労働基準監督署等の御指導をいただきながら、違法性についてはないものと認識をいたしております。

そして、受託業者の専門的技術で管理が行われているとは言いがたいという御指摘でございますが、学校栄養職員が受託業者に対して示します指示書のみですべての安全管理を行うことは実態としては不可能に近いと、これもまた考えておりますが、学校給食の調理業務には非常に多くの管理基準等がございます。少なくともこれらの基準を知っており、かつ実行できるだけの能力が求められますので、一定の専門的なレベルがあることが前提に、日々指示書を作成することによって業務を行っております。

また、調理中の状況把握につきましては、委託業務であっても、学校栄養職員が調理場内に立ち入って作業内容を観察することは差し支えないことだと思っております。そうしたことから、指示事項が出てくれば、調理責任者にその場でお伝えをして、直接指導することはさほど違いはないと考えております。以上のように、調理業務を委託することについての不利益はほぼないものと考えております。こうしたことにより、むしろ調理員が緊急に休んだ場合などに栄養職員が調理業務を手伝うというような必要性がなくなってまいります。最近要望の多い学校現場からは、食育に対する各種の取り組みにこういった面でもより参加しやすくなると思っております。

次に、耐用年数が来ております佐屋センターを今後どうしていくのかという御質問でございますが、学校給食佐屋センター、昭和51年に竣工いたしております。既に30年が経過をいたすわけでございますが、御指摘のとおり建物はかなり老朽化をしております。将来的な計画を作成しなければならぬ時期に来ておると考えております。そうした中で、佐屋センターを今後どのようにしていくかにつきましては、行政改革大綱の重点項目の一つにさせていただきまして、市内の既存施設の必要性や統廃合等を検討する中で御議論をいただき、項目に加えていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

それでは、まず最初に、企業誘致問題であります。ちょっと質問に答えていただけていない問題がありますので、最初に、再度答弁を求めたいと思っておりますが、具体的な優遇施策、条例の事例も挙げまして指摘をいたしました。愛西市の場合はどのような優遇策を考えているのかということと、具体的な誘致話があるのかどうか。他の地域では具体的な誘致話があった上で、じゃあ条例をつくらうかという、私から言えば本末転倒の話だと思っておりますが、そういう形で、瀬戸市などの例でいえば豊田合成が今度進出をするという話があつて、それじゃあ企業誘致条例をつくらなきゃいけないというようなことにどうなったみたいなんです。愛西市の場合はその点はどうかと。ちょっと一つ一つやっています。

## ○市長（八木忠男君）

申しわけありません。ただいまの条例はどうかという御指摘でございますが、全く手法もあわせて、白紙の状況であります。今後、研究、勉強を重ねてまいりたいと思っております。

そして、現在、企業誘致はということですが、現在2点ほど進みつつあるようであり

ますが、都市計画法の開発許可基準によるところの個別の相談があるという状況であります。

**○21番（永井千年君）**

それで、愛西市の場合には、先ほどのような条例制定というようなことは考えられないのかどうか。時期ですね。具体的な話が具体化する中で条例制定をするようなやり方をやられるのかどうか。特にこれは基本姿勢にかかわるものなので、例えば三重県のシャープなどは、やめた北川県知事のトップセールスで、まず誘致を決めて、それからいろいろなこういう支援策をやるということで、幾つかの支援策を決めたという経過があります。私はそういうことではだめだと思うんですよね。その点、どのような手法か。今の説明でわからなかったので、いま一度。

**○企画部長（石原 光君）**

手法の問題でございますけれども、トータル的に市長が今お答えをされたとおりであります。て、きょうこの時点で、愛西市として優遇施策的なものをこうするという具体的なお話はちょっとできません。と申しますのは、永井議員おっしゃった瀬戸市、あるいは愛知県下の市ですね。いろいろなところも私なりに勉強しておるつもりでありますし、当然この問題につきましては、今後、具体的に内部でもよく勉強したいと思っておりますし、また当然県の指導も得ながら、愛西市にとって、何が一番ベストな形なんだというものを具体的にきちっと勉強しなければいけないなというふうに思っておりますし、一応施策的なものができたら、当然議会の皆さん方にお諮りをして、時期的なものを相談しながら進めていかなければならないなというふうには思っております。ですから、きょうこの時点で、具体的に優遇措置をこうするということについては申し上げられませんので、御理解がいただきたいと思えます。

**○21番（永井千年君）**

他市の例では、もう最初から1億円だとか、従業員が50人とか100人とかというラインを引いてしまってやっているわけですが、考え方だけお尋ねしたいと思えますが、私はやっぱり地元の中小企業が市内で、例えば別のところに工場立地すると、あるいは現在の設備を拡張するだとか、そういうこともきちっと基本に据えて考えていかなくちゃいけないと思うんですが、先ほどの話だと、やっぱり企業誘致というと、外からどうやって呼ぶかというだけの話のように聞こえますので、その辺、きちんと地元中小企業や農業の振興とリンクした形で企業誘致というものを考えていくと。そこを土台に据えて考えていくという点では、瀬戸市や知多市のような大きなハードルをつくるのではなくて、地元企業が参加しやすいようにしなくちゃいけないという、僕はそういう考え方を持っているんですが、その点、今、どのようにお考えなのか、その考え方だけちょっと教えてください。

**○企画部長（石原 光君）**

当然御意見については承っておきたいと思えますし、総合的な視野に入れて、当然考えていかなければならないなあとというふうに私なりには思っております。

**○21番（永井千年君）**

先ほども申しましたように、大手の企業ほど、今、シャープの例を挙げましたけれども、下

請の企業は全然ない。しかも、偽装請負も含めて請負という形なので、法人市民税の法人税割が入らないというような例もあるわけでありますので、地元企業であれば、そういうことはないわけでありますので、本当にそのあたりはよく、先ほど市長が申されましたように、この近辺の事例をぜひ教訓にさせていただいて、考えていっていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっとこれは具体的な話であります。新聞を読んでいましたら、京都府では3月の9日に議会が終わったそうですが、ここで企業立地の育成条例の改正が可決をされています。その内容を見てみますと、安定した雇用及び障害者の雇用の促進というものを条例に盛り込んだそうであります。現行の京都府、どこもそうでありますが、企業誘致条例などを見ますと、パートや派遣職員でも1人雇えば幾らと。京都府の場合、30万円ということでありましたが、これを京都府の場合、障害者は50万円、正規雇用は40万円で、その他の常用は10万円というふうに差をつけて、地元で障害者や正規の雇用がふえるように今度改正を行っています。その点、雇用の問題が今非常に大きな問題として出ておりますので、そういう点も考えていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほど申し上げましたように、京都府ではそういった例がとられているということは、私ちょっと承知はしていなかったんですけども、先ほど申し上げましたように、今後具体的に進める中で、そういったことも含めて検討すべきじゃないかなあというふうに思っております。

#### ○21番（永井千年君）

じゃあ二つ目の問題に移ります。巡回バスの運行についてであります。さまざまな意見が出ておりますが、多様な意見が出ている中で、今回の通勤・通学などは対象にしないと。高齢者を対象にしたバス交通の空白解決を優先すべきだという趣旨に近いところにまとまった意見というのは、それらの多様な意見の中で、非常に圧倒的な多数を占めて意見がまとまったのか、各論併記に近い状態で意見が出たけれども、辛うじて多数意見がこういうことだったので、この意見でまとまったということなのか、その点はどんな状況だったのでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

確率からいけば、ほぼ全員の意見の集約、まず走っていないところをまず走らせる。他の、それに反対する意見というのは、自分が利用していないんだからお金を取るべきだというようなことも含めた中ですけど、そういう意見を言われても走らせることは走らせて、その事後の策はそのような考え方のもとでやってほしいというような意見。ですから、反対意見としてはございませんでした。

#### ○21番（永井千年君）

先ほども、3月末に次の検討会議が開かれて、ここで案の案が見直されて、再度審議されるという話ですが、その際、今出ましたように、今度のアンケートでも、料金の有料化という問題については、私たちも市政アンケートというのをやりましたが、大体無料で継続すべきだという意見と、払っても100円程度だというところが半々ぐらいだったんですね。このアンケートでも、100円程度というのが32.9%で一番多いと。それから、運行日の問題では、平日、休

日問わず利用したいというのが45.2%で一番多いと。運行時間について、1時間に1本は出してほしいと。これが32.2%で一番多い。それから、バス停については、5分以内が47.3%で一番多くて、これは高齢者の生活圏と言われる330メートルという数字になっておりますが、これらのアンケートで出てきた多数意見、最も多い意見については、この3月末の検討委員会で出される案のところにはどういう形で反映されていくんでしょうか。もう既にこれらについては、一応多数意見だということはわかるけれども、予算の関係でここまではこたえられないという結論を出してしまってみえるのか、お答えいただきたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

今、議員がおっしゃったように、財政の許す範囲でという意見もあったことは事実でございます。今回の中で、次回、ほぼ結論に近いといいますか、案を固めようというものは、あくまで今の立田、八開地区の運行経路、そしてバス停、それを固めようというところでございます。お金の問題、つまり利用料金の問題、そして全体の見直し、そして今おっしゃったように利便性の問題、その件については、今後継続的な話をしよう。といいますのは、立田、八開地区の利用状況を見て、今後も継続してこの検討委員会を続けていくという形に今のところはなっておる状況下でございます。

#### ○21番（永井千年君）

今の答弁だと、料金有料化問題はまだ先の話で、本格運行のときにはどうするのか。無料のまま続けるのか、100円程度のものにするのかなども含めて、本格運行のときには結論を出すということなんでしょうか。

それから、今の答弁だと、運行日や運行時間、バス停などについて、利便性についての意見は今後も反映していくと。だから、試行運転を始めながら、その中で声を聞きながら変えていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

利用料の問題につきましては、年度途中云々とかいうような考え方は持ってございません。ただ、私どもも、実はこの利用料の問題については、この委員の方すべてが、すべてと言い切れるだろうと思っておりますけど、意見が言われた方が大半でございましたので。それを徴収するべきだという意見が多いということでございます。ただ、話があったのは、今その議論より、まず走らせるべきだということが先行で、実は立田、八開地区のバス経路とかバス停とか時間というような形に今なっているということです。ですから、バス料金の問題ですね。これは引き続いて議論をしていくと。ということは、立田、八開地区ばかりじゃなくて、愛西市全域の問題でもあります。もちろん今、佐屋地区、佐織地区でも御利用になっている方が、このお金を取ることによって、何らかの減が当然考えられるかと。利用者にてすね。その辺の意見もございました。この検討委員会を引き続きと言いますのは、立田、八開地区ももちろん、今の最初の案どおりの時間割、それから経路でいいのかどうかというのは、走らせて、その次また検討が必要といいますか、考えなきゃならんような状況下になるかもしれません。ということは、利用者の問題等があります。ですから、私どもとしては、試行という形をとらせていただいた

ということです。そして、今の利便性云々、アンケートの中にいろんな意見がございました。この問題につきましては、費用の問題と裏腹な問題があります。御利用しやすいような時間帯、そしてバス停の問題を考えれば、今以上の投入の経費が当然かかります。その辺の問題もありますので、今後それぞれその中で意見を出していく、市の財政を考えてやっていくというようなことは、皆さん方御承知のことで、やっておるところでございます。

#### ○21番（永井千年君）

それで、試行運転の車両の問題であります。今度の予算に購入するという予算は出ておりません。お尋ねしたところ、立田コースが本庁舎にある一番利用の低いリフトつきの24人乗りを使うことと、それから八開コースについては、今現在八開庁舎にある29人乗りを一つの案として考えているということですが、それぞれ今、全部で使用車両6台の市民の利用状況があるわけでありまして、この2台とも全然使ってなくて遊んでいるという車両ではありませんので、必ず市民の利用に対してしわ寄せがあるというふうに思いますが、そのあたりはどのように考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

今、6台市営バスを持っております。このバス、決して毎日全部が動いているわけではございません。これからの時期とか秋の時期とか、利用の時期というのは集中してまいります。ですから、通常の場合ですと皆さん方の争奪戦みたいな形にはならんかと思っておりますけど、ただ、皆さんが希望される時期というのは集中してくる問題です。今まででも、その中で抽選という形をとってまいりました。ですから、そういう状況下ですので、いつきの問題は継続して出てくるというふうに思っております。

#### ○21番（永井千年君）

日にちが重なった場合は、当然のことながら抽選で決めたりするわけでありまして、現在、それは日にちを変えればできると。つまり17年度、18年度で利用してきた利用の仕方、利用料、これがこの2台を試行運転に使ったら、あと4台しかないわけですが、4台で全部何とか回っていくというふうに考えてみえるのでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

今、永井議員がおっしゃいました日にちを変えるということは、すべての方たちが変えられるわけではないと僕は思っております。曜日の指定とか、この日しかいかんという形がありますので、すべての方たち、私が申し上げたのは、皆さんが御利用にならない時期というのがあるわけです。その時点であれば可能だと思いますけど、この期間でこの曜日だとおっしゃいますと、それはすべての方に御利用いただけないということを申し上げた経緯でございます。

#### ○21番（永井千年君）

ぜひ、そういったことが最小限になるように努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後、あと7分でありますので、学校給食の外部委託の問題ですが、指揮命令、緊急の場合も結構あると思いますが、栄養士さんが緊急に入って、いろいろ指示したりするということが

皆無だというわけではないというふうに思いますが、その点、まずちょっと実態について説明をいただきたいと思います。

#### ○教育部長（八木富夫君）

先ほども御答弁の中で申し上げたと思いますが、当然学校栄養職員が調理場内には入りません。そして、その中で、当然作業内容を確認しておりますので、そうした中で気がついた点があれば、直接委託先の受託をしております責任者の者がおりますので、そちらの方に気がついた点を申し上げるという形をとっております。

#### ○21番（永井千年君）

先ほど私が説明しました栄養士さんを初めとする市の職員が行っている業務と委託業者が行っている業務というのは、この業務は委託業者、この業務は市の職員がということで、明確な切り分けがすべての業務について行われているわけではなくて、相互にやっているような、つまり一体となって給食の業務が行われているというのが実態だと思うんですね。特に一番重要な部分を市の栄養職員さんなどが担われているということでもありますので、むしろこうした労働者派遣法の問題を考えれば、今の業務分担を明確に切り分けるような分け方というのは困難ではないかというふうに思います。これらがやっぱり変えられなければ、この委託契約の場合については、労働者派遣法に違反する疑いが大変強いというふうに思いますが、その点、監督署の見解を聞いて確認したということも先ほど答弁されましたが、多分監督署の方もそんなに簡単に明確なことを言ったわけじゃないと思うんですが、その点、どういうふうな言い方を監督署はしているのか、もう少し具体的に伺いたいと思います。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

調理場内での市の職員と受託業者の作業が明確な線引きができないのではないかという点におきましては、議員のお手元の方に渡っております業務委託の内容、市が分担する部分、受託業者が分担する部分という表をごらんいただきましてわかるように、市の職員につきましては、日々の業務の中で食材をそろえて受託業者にお渡しをします。その時点で、とりあえず市の職員の仕事については一度切れます。ここから、学校給食の給食調理業務すべては受託業者の責任で行われます。完了をいたします。給食ができ上がります。でき上がりについて、検食という作業は市の職員で行います。検食というのは、いわゆる工事でいう完了検査に当たるものと思っております。この間については基本的な委託業務ということで、この辺は比較的是っきりと業務については分かれます。この辺の話も監督署でいたしまして、まず問題がないと。全く学校栄養職員と調理員の間に直接のやりとりはないのかということをおっしゃると、これはゼロではございません。やはり中を巡回しております。例えばきょうは大根をイチヨウ切りにしてください、筑前煮ですから薄目に切ってくださいという指示書が出ていたとします。その場合に、たまたま横を通りがかった学校栄養職員にこれぐらいでいいですかと調理員さんが聞かれる場合、それぐらいでいいでしょうというお答えはいたします。したがって、全くゼロかという御質問につきましては、ゼロではございませんが、当然委託事業としてのおのおの取るべき線については、お互いに意識して行動しているつもりでございます。以上



でございます。

○21番（永井千年君）

請負というのは、最初の企画から完成まですべてやるというのが請負だというふうに思いますが、今の話を聞いても、中だけで、最初と最後はみんな市の職員がやっておるということでありますので、そういった意味で、完全な請負になっていないということは事実だろうと思います。その点だけ指摘して、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に一言だけ。佐屋センター、自校方式かセンター方式かということについての見通しだけ、最後の答弁をよろしくお願いします。今後の見通しですね。

○教育部長（八木富夫君）

先ほども申し上げましたように、行政改革大綱の重点の一つとして、今後御議論をしていただきたいというふうに思っておりますので、その点もあわせてお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

これで21番・永井千年議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。再開は14時40分からにいたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

通告順位13番の26番・宮本和子議員の質問を許します。

○26番（宮本和子君）

昨日の質問になるべく重複しないように質問を行いますので、よろしく願いいたします。

第1点目ですが、安心して子供を産み育てられる愛西市に。

1月に柳沢厚生労働大臣が少子化対策に触れ、「女性の数は決まっている。産む機械、装置の数は決まっているから、あとは一人で頑張ってもらうしかない」と発言したことは、女性を侮辱し、人間としての人格と尊厳を否定するもので、許されるものではありません。安倍首相は反省と陳謝を繰り返すものの、罷免をせず、かばい続けており、首相の人権感覚を疑うものがございます。

しかし、その一方で、政府は少子化対策を最重要課題としております。安心して子供を産み育てる環境をつくること。結婚したくてもできないワーキングプアをなくすことこそ、国や自治体に求められていることではないでしょうか。

そこで、まず子供を安心して産める環境をつくるために、妊産婦健診の拡大について質問を行います。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長から、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についてという通達が、平成19年度地方財政措置で妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がなされ、各市町村において妊婦健康診査に係る公費負担について、相当回数が増が可能となることから、積極的な取り組みが図られるようにという内容で

す。

昨日の小沢議員の質問で前向きに検討したいという答弁がありましたが、妊産婦健診の拡大は、これから赤ちゃんを産もうとするお母さんから大変喜ばれることでございます。何回まで拡大をしたいと考えておられますか、お尋ねいたします。

次に、女性が働き続けるためには保育園はなくてはならないものです。しかし、自民党・公明党政権によって、平成17年、18年での定率減税が減額され、19年度から廃止となります。その影響で、平成19年度の保育料の影響児童が200人、約800万円の増収となり、保育料の値上げとなります。影響するのはどの階層区分となるのか、また平成20年度の保育料はどうか、お尋ねいたします。

次に、若いお母さんたちの保育要求は広がっております。病児・病後児保育も14市1町で始まっています。保育所、産院、NPO法人など形態はさまざまですが、保育要求が実現し、広がっております。市として、こうした一時保育、病児・病後児保育の実施について見解をお聞かせください。

4点目ですが、離婚、死亡などで母子家庭等が増加しておりますが、経済的にも精神的にもその生活実態は大変なものがあります。しかし、国の児童扶養手当を支給開始から5年で最大半額まで減額する措置が開始をされるとますます生活が圧迫し、母子家庭のワーキングプアを数多く作り出すこととなります。愛西市の母子家庭の実態と対策をどう考えているのか、お尋ねいたします。

5点目は、2005年6月議会で児童福祉課への指導保育士の配置の要求をしました。当時、福祉部長だった山田助役が、保育園、児童館、指定管理者制度などを運用することもあるので、総合的に検討したいと答弁されていましたが、その後、どのように検討されましたか、お尋ねいたします。

次に、子供の医療費の無料化の年齢の引き上げについてお尋ねいたします。

国は、平成20年から子供の医療費負担を3歳まで2割だったものを就学前まで年齢を上げることとなり、県も、知事が20年度から、通院、就学前まで、入院、中卒まで引き上げると公約しておりますが、こうした国や県の動きを見ながら、県下の市町村も年齢引き上げをする市町村がふえております。私どもの調査では、19年度拡大する市町村は、入・通院とも中学校3年生までが弥富市、豊根村、大府市で拡大し、通院、小学校卒業まで、入院、中学校卒業までを碧南市が拡大、中学校卒業まで入院を行うのが東浦町、東海市が拡大、通院、小学校2年生、入院、中学卒業まで一色町が拡大し、通・入院を小学校3年生まで幸田町が拡大し、知立市が通院・入院を小学校1年生まで、隣の蟹江町では7月に入院を小学校卒業まで拡大し、稲沢市では入院、小学校1年生まで拡大いたします。このように、19年度中に就学前以上を13市町村が拡大する予定をしています。県内では、今まで小学生以上に拡大している市町村を合わせてみますと21市町村となります。子供の医療費の拡大は今後も各市町村に広がっていくことは間違いありません。いつまでも子供の医療費無料化の拡大をしなければ、市長は一番に拡大してきたと言っても、後進自治体となってしまいます。国や県も予算をつけて子育てを応援し

ようとしているわけですので、ぜひ子供の医療費の無料化の年齢の引き上げをするよう、市長の決断をお願いいたします。

続きまして2点目、男女共同参画計画で女性の地位向上を。

男女共同参画計画の策定のために18年度のアンケート調査が行われましたが、現在の策定状況はどうなっているのでしょうか。女性の働いている状況をアンケートで見ますと、働いている人、男女とも56.8%で、そのうち常勤が73.4%、非常勤は24.3%、共働きが54.3%となっております。仕事をしている人については、男性が81.5%、女性は62.4%となっておりますが、女性の労働実態としての常勤なのか非常勤なのか、どのような形で働いているのかが明らかになっておりません。愛西市における女性の就労実態はどのようになっているのでしょうか。

愛西市の女性職員の待遇改善と幹部への登用についてですが、平成17年3月の最後の佐屋町議会で質問で、今の助役、たびたび出て申しわけないですが、総務部長のときでしたが、佐屋地区の保育士は25年以上が6人、20年以上15人が、長い間勤務しても平の主事級、佐織地区の保育士は18年勤務だと主任係長、13年、12年で主任級の待遇があり、本当に待遇が違い過ぎる点を指摘いたしました。その後、改善されたのでしょうか、お尋ねいたします。

あとは自席についてお尋ねをします。よろしくお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

まず妊産婦健診の拡大を、その回数をということですが、昨日、小沢議員にお答えしたとおりでございます。また、回数につきましては、まだ国・県の詳細な指針等も出ていない状況でございますので、回数についてはお答えすることができません。お許しがいただきたいと思っております。

続きまして、大変恐縮ですが、6番目でございます子供の医療費無料化の年齢引き上げについてをお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

御案内のように、合併後の財政改革を進めていかなければならない中で、この財源を医療費助成の対象拡大に充てるものかどうか、総合的な判断をしていかなければならない状況であると考えております。ちなみに、国の改正によりまして、平成20年度には、現在、一部負担金が改正されるわけでございます。それが、この愛西市に与える影響額、ざっとでまことに恐縮でございますが、3,000万円ほどの影響額が出てくるだろうと。また、県の方の公約にございました実施がされますと、平成20年度からになるわけでございますが、これも改正されて、通院が就学前まで、入院は中学校卒業までに拡大されるわけですが、これでおおむね4,000万円ほどの影響があるのではないかと現在考えております。ちなみにこの影響額、平成20年度からほかの対象者にとということになりますと、小学校、現在4,386名おいでになります。平均の医療費をこれに掛け合わせますと1億9,184万8,000円、このような負担となろうかと思っております。また、中学校3年間でございますが、1,986人、8,687万ほどの負担になろうかと思っております。そんなような状況の中、よく研究をしなければならぬ状況であると考えております。よろしく御理解がいただきたいと思っております。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、私の方から御答弁させていただきます。保育料の値上げの関係でございます。

所得税の定率減税の関係による影響につきましては、所得が変わらないとすると、第5階層、第6階層、第7階層の各階層区分の境界の方が1階層上がる場合がございます。第1階層から第4階層までと第8階層については影響はございません。試算してみますと、児童で約200人、保育料徴収額で約800万円ほどの増となると見込まれます。

次に、平成20年度の保育料でございますが、三位一体改革の一環として、所得税から住民税への税源移譲が行われ、平成19年分の所得税が減額されます。これにより階層区分の改正が必要になってまいります。また、愛西市の保育料弾力徴収率は国の基準の約37%という県内でも2番目に低い状況で、市の中では一番低い状況にあります。

続いて、一時保育、病児・病後児保育の対策はということでございます。

一時保育につきましては、保護者が一時的・緊急的に保育ができなくなった場合に保育園などで預かる制度でございますが、保育園の定員の状況等を見ながら実施に向けての検討をしていきたいと考えております。

続いて、母子家庭対策をとということでございます。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたり、また雇用する側の母子家庭に対する理解不足など、母子家庭を取り巻く雇用の状況は大変厳しい状況でございます。愛西市では、母子家庭等の相談の総合窓口として母子自立支援員を配置し、母子家庭の母が自立できるよう、自立に向けた相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや養育費の相談などを実施しております。

最後に、児童福祉課に児童指導保育士の配置をとということでございます。

指導保育士の配置につきましては、保育士の確保の問題もあり、指導保育士を配置するまでには至っておりません。引き続きよく研究させていただきたいということでございます。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、男女共同参画計画につきましてお答えをさせていただきます。

現在の策定状況はというお尋ねでございますが、現在、2回の委員会を開いてまいりました。そして、2月14日から2月28日までの15日間、4庁舎、4保健センター、そして佐屋、佐織の公民館においてパブリックコメントを実施して、現在に至っておるという状況下でございます。ただ、残念ながらこのパブリックコメントでの御意見をいただくまでには至っておりません。

過去2回の懇話会において出されました意見をそれぞれ集約したのもをもって、第3回で一度お諮りをしたいというふうに考えておるものでございます。

そして、愛西市における女性の就労状況はというお尋ねでございますが、私ども、17年10月1日現在の国勢調査から見ますと、15歳以上の人口が5万5,662人、そして、そのうち労働者人口は3万5,838人、女性の労働力人口1万5,072人で、就業者におきましては1万4,536人でございます。よって、愛西市における女性の労働力率でございますが、52.8%というものが

国勢調査の統計上ではわかっています。ただ、今、議員が御質問になりました就労形態と申しますか、どのような形というものの分析までは、まだ統計担当の方まで参っておりませんので、その分析数値は私どもとしては、現時点、17年度のものを持っておりません。そのことは申しわけないと思っております。他の資料としても持ち合わせはしておりません。

3点目でございますが、佐屋の保育園と佐織の保育園の保育士の方の昇格の問題の御質問でございましたが、この問題は、単に保育士さんばかりではなくて、ここの四つの旧の町村間のことにも当てはまる問題だというふうには考えております。

それぞれ職員の方の思いはいろいろあるかと思いますが、合併におきまして、職はそのまま、給料はそのままという形で引き継いでおります。その後の昇格は基本的には行っておりません。ただ1点、佐屋地区の保育園の園長さんが定年退職なされました。その関係上での補てんはしておりますが、その他の昇格的なことは一切行っておりません。これは今後の課題かと思っております。ただ、保育士さんばかりではなくて、中村議員のところでもお答えを申し上げましたが、管理職の登用等のところでもお答え申し上げましたが、その能力的なこと、そういういろいろな要因の中で、今後の昇格の問題については、保育士さんばかりではなくて、全市的な職員の中で考えを、一定の目で見た昇格をしていくということに変わりはございません。以上でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

では、最初から順番を追って質問していきたいと思えます。

安心して子供を産み育てられる愛西市にということで、1番目の妊婦健診の問題で、回数は、今のところまだ国や県の指針が出ていないので出せないということですが、先ほどの厚労省の関係の児童家庭局の母子保健課長からの通達によりますと、妊産婦健診、特に妊婦健診は14回が望ましいと言っております。経済的な理由によって毎回の健診の負担が大変で、回数を減らしたり、受診をあきらめる妊産婦が愛西市にはいるのでしょうか。そういう事例はお聞きになったことはありませんでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

現在のところ、そのようなお話を伺った覚えはございませんが。

#### ○26番（宮本和子君）

母子センターなんかでもう少し詳しく聞いていただけると、やっぱりこういう時期ですので、健診にお金が大変かかりますので、全部で14回が望ましいけれども、本当に毎月1回、最終になると2週間に1回行かなきゃいけないということもありまして、出費が大変で、その上出産ということで費用がかさむ状況になっていきますので、そこら辺は実態を聞いておりませんじゃなくて、ぜひ機会があれば、ちゃんと実態を確認していただいて、妊産婦のこうした健診にどのくらい回数が必要なのか、そういうことで、本当に健診をあきらめている人たちがいるとしたら大変なことですし、健康な赤ちゃんを産むためにも大変受診は必要なことですので、ぜひその点は調査の方、お願いしたいと思います。

それで、こういった通達を受けまして、妊産婦健診の拡大を、大府市では産後も合わせて15

回、江南市が11回、10回以上が4市町、そして7・8回が6市町、5・6回が6市町、今まで三、四回行っている市町村も合わせますと、22市町村が3回以上行うということになります。先ほどの厚労省の通達でも、公費負担についても14回程度が望ましいと記載されております。そういった意味では、経済的な理由によって受診をあきらめる妊産婦を出さないためには、産後も合わせますと、大府市の15回が適切な公費負担ではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

また、妊産婦健診の拡大をいつから行う予定をしているのか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほど来お話をしておりますように、この回数というものは一概に申し上げにくいことがございます。これから他の市町村の状況等もよく勉強させていただいて、この回数決定をしたいと考えております。また、時期につきましても、この状況がどのような形になるのか、まだ私どももつかんでいないのが現状でございます。国・県の動向をよく見きわめまして事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ○26番（宮本和子君）

では、早急に、多分こういうふうに関に他の市町村でも動きがあるわけですので、そういう情報を早目に察知していただいて、妊産婦の健診の拡大を早急に行ってほしいと要望いたします。

それから、保育料の問題ですが、5階層、6階層、7階層の方が200人ほど値上げとなりますが、大体収入がどのくらいの方がこの階層におられるのでしょうか。

#### ○児童福祉課長（佐藤敏彦君）

収入をお聞きでございますけれども、保育料の徴収額、それぞれ国保の控除額等も違いますので、一概に言えません。所得税額で決まっておりますけれども、第5階層で所得税額が8万円未満、第6階層で所得税額が8万円以上20万円未満、第7階層で所得税額が20万円以上51万円未満と、このように決めさせていただいております。

#### ○26番（宮本和子君）

ちょっと収入がわかると、どのくらいの方が値上げになるのかということで、父母の方もわかりやすいと思うんですが、4月に保育料を請求されて、えっ上がったわというようなことになろうかと思いますが、今回のこの保育料の値上げは、先ども申しましたように定率減税の影響で、これは保育料ばかりでなく、昨年から高齢者の介護保険料、国保税が値上げとなって、すべての世帯に大きな影響を与えているものです。先ども部長が申しましたように、来年、20年度からの保育料の値上げを考えているということですが、三位一体、税源移譲も含めて、自治体は国の悪政によってますます苦しい立場に追い込まれているわけです。しかし、こうした国の悪政から市民を守り、自治体が防波堤となって、その役割を積極的に果たすべきだと考えます。その点での見解をお聞かせ願いたいと思います。

また、県下でも保育料の改正をする自治体、しない自治体がありますが、近隣の市町村の動

向はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御答弁させていただきます。

20年度の保育料はどうかということですが、この保育料等の特定の市民の便益及び行政サービスにつきましては、行政サービスに見合った適正な負担を求める受益者負担が基本でございます。しかし、少子化対策、また子育て支援推進の政策面の観点もあり、これとの均衡をとりながら、延長保育等の新しい行政ニーズに対応できる適正な保育行政のためにということで、保育料の見直しを平成20年度に行っていきたいと思っております。

それと、近隣の関係でございますが、改正するとかしないとかについては、尾張7市とか、近隣市を調査させていただき、改正の関係でございます。8市との関係でございますが、19年度定率減税縮減に伴う改正ということでございます。まず一宮市でございますが、階層の改正は行いませんということでございます。それから20年度の保育料の見直しでございますが、変更予定。犬山市でございますが、階層の改正は行いません。検討中ということでございます。江南市でございます。改正は行いません。変更せずと。稲沢市でございますが、国の階層に伴い改正ということで、これは19年の4月からということで、変更予定。岩倉市でございますが、改正は行いません。変更予定。津島市でございますが、国の階層に伴い改正。これも19年4月からということで変更予定。それから、弥富市でございますが、国の階層に伴い改正を検討中ということで、これも次の保育料見直しについては検討中ということでございます。以上が市の関係でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

愛知県下では、ほかにも結構改定をしないで、このまま住民に保育料を負担させないでやっぺいこうというところもやっぱり出てきておりますので、そういった住民の、特に若い方の収入増というのは大変今厳しい状況にありますので、大体5階層、6階層という中間ぐらいの収入の方だと思いますけれども、やはりそういった方たちに対しても、本当に今、子育てにお金がかかることですから、大幅値上げをするということですが、住民の立場に立った保育料の設定が必要かと思いますが、その点をぜひ考えていただきたいと思っております。

愛西市が県下で一番安いということは大変私は自慢のできることだと考えます。それだけ、少子化対策に力を入れている愛西市だと考えております。合併の調整で、サービスは高い方に、負担は安い方ということで合併いたしました。2年過ぎたら、あんな安い保育料では財政がやっていけない。だから、保育料を上げますでは、住民に納得されないのではないかと思います。何のために合併したのかと。住民はだまされたのかというようなとらえ方をしても仕方がないのではないかと思います。

昨日の議会での議論の中でもありましたけれども、財政力指数が県下で最低から2番目、北海道の夕張みたいになってしまう等、いろんな議論がされておりましたけれども、夕張市に比べて、本当にそんなに緊迫した愛西市の財政なののでしょうか。ちょっとそこら辺、保育料を上げなければやっていけない愛西市の財政なのか、その点を財政当局の方にお聞きしたいと思

ますが、いかがでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

財政の問題につきましては、最前から申し上げておりますように、またさきの全協でも、愛西市の向こう10年の財政シナリオというものもお示しをさせていただいております。夕張市の問題も出ていますけれども、当然夕張市みたいな再生団体になってはいけません。再生団体になってはいけませんから、向こう10年の目標数値的なものをしっかり設定をし、これから持続可能な財政をやっていこうということで、これから愛西市の財政計画的なものを着実に進めていこうという考えでおりますし、また確かに、今、保育料の問題もありましたけれども、当然これからは、今これから集中改革プランを進めていく中で住民の皆さん方に負担をお願いしなければならないということは当然出てまいりますので、これから、先ほど申し上げました一つの持続可能な財政運営を進めていく上に当たっては、受益者負担も当然見直すという考え方で今後進めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○26番（宮本和子君）

そういった意味では、合併したときには、本当に財政力がこういう状況になるということはおわかっていたはずだと思います。きのうの議論を見てもそうですが、合併したときからわかっていた問題で、それでサービスは高い方に、負担は安い方ということで調整をされてきたので、やはりある一定の期間はきちっとそれを守っていくということが、私は合併して本当に住民がよかったと言えるのではないですか。この状態で、どんどん財政が悪いからということで住民負担を押しつけるというやり方は、それでは住民の方はやっぱり納得されないか、何か言うと夕張市が名前を挙げられて、本当に私は気の毒だなあと思うんですが、そういう点では、きちっと愛西市の財政を見詰めて、住民のサービス、財政力が本当に少なくて、財政がやれないという状況に本当にあるのか。先回の知事選のときに、私は、高知県の財政力の低いところと愛知県の財政力の豊かなところの比較の表をいただいたときに、福祉などは本当に断トツに高知県がすぐれておりました。やっぱりお金の使い方なんですよ。どこに何のお金を使うかによって、住民のサービスをそう削らずにやっていけるということが私はできるのではないかと思いますので、そういう点で、財政の問題もそういう住民の立場に立って見ていただいて、やっていただくということが必要だと思いますので、その点はぜひ要望したいと思います。

それから3点目で、一時保育、病児・病後児保育の問題でございますが、保育園でやるというお話でしたが、2月か1月の新聞報道で、病児・病後児保育事業を主体として、市民フォーラム21・NPOセンターで、海部地区としてはNPO法人「れんこん村のわくわくネットワーク」がブロックコーディネーターとして電話連絡の受け付けを行うというふうに新聞報道されておりましたが、この点は、市として、病児・病後児保育をやるという方向で掲載をされているわけですが、そういうところと連携してやるということは考えてみえるのか。また、独自に保育園などで一時保育、病児・病後児保育を進める予定を考慮しておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○福祉部長（水谷 正君）



御答弁させていただきます。

議員さんがおっしゃられるとおり、「れんこん村のわくわくネットワーク」が4月から「いっとき保育」を行う予定ということはお聞きしております。また、「あいちこどもケアたすかる」の海部ブロックを立ち上げたということも聞いております。今後につきましては、サポーターの会員、利用会員の拡大等を図り、事業が展開されていくと思っておりますので、行政として側面から協力していきたいと考えております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

私は、病児・病後児保育の関係で一番心配するのが、本当に子供たちの病気は大変急変することも多く、医師との連携、看護師など、病気に対する専門家が診るなら、子供の急変もすぐに対応できると思いますが、もし病気が急変したり、事故が起きた場合に、個人宅で預かる緊急サポートスタッフがどこまで責任をとることになるのか、またそういった事故が起きた場合の責任はだれがとるのか、その点については、市としてはどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

病児・病後児保育につきましては、厚労省の委託事業ということで、緊急サポートネットワーク事業として、NPO法人市民フォーラム21・NPOセンターが立ち上げをされました。それで、この内容につきましては、利用会員とサポートスタッフ、その両者の間で契約をしていただきまして、それをコーディネーターが結びつけるわけですが、当然サポートスタッフにつきましては、一定期間の講習、病児・病後児保育の講習等も受けられましてサポートスタッフの会員に登録をされます。そういったことで、個々の利用会員とサポート会員との契約になりますので、その間でそういったお話をさせていただくということになると思っております。

**○26番（宮本和子君）**

事故が起きた場合の責任は、市には、今のところ、かかわりや連携を持って何かをしているということではないので、そういった意味では市には責任はないので、そうしますと、事業主体の市民フォーラム21・NPOセンターでそういった対応がなされるということになるんじゃないか。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

議員おっしゃるとおりでございます。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、私は、愛西市でも保育園で病児・病後児保育、一時保育も含めて始められるということですが、そういった体制をとって始められていくことが必要だと思うんですが、そういう準備は今のところされているのでしょうか。

**○児童福祉課長（佐藤敏彦君）**

ただいま病児・病後児保育を愛西市が行っていくというような御発言でございますけれども、今の段階で、病児・病後児保育につきましては、市といたしましてはサポートネットワー

ク事業を側面から応援していくという格好で、市独自では考えてはございません。ただ、一時保育につきましては、先ほど部長が答弁いたしましたように、実施に向けての検討をしていきたいということは考えております。

**○26番（宮本和子君）**

そういう意味では、今後、そういった委託、NPO法人にお願いをするという形になれば、ある程度の市の責任も出てくると私は思うんですよ。そういった場合には、最終責任というのはどこがとるのか。愛知県でやっているから、そこがとればいいんだということではなく、愛西市で起きた事件があれば、そのときはやっぱり市がきちんと対応するということも必要となってきますので、きちんと市と連携しながらこの問題をぜひ進めていただきたいと思います。

次に、母子家庭の生活保護世帯の状況についてですが、今、どのようになっているのか。また、国は生活保護で母子加算を段階的に廃止する動きがありますが、どのような影響があるのか、お尋ねいたします。

**○福祉部長（水谷 正君）**

お答えいたします。

経済的な支援ということでございます。母子家庭には、児童扶養手当を一人親家庭に対して、県の遺児手当、月額 4,500円、それから市の遺児手当、月額 2,500円を給付しております。平成19年2月現在、これ3月支払いでございますが、遺児手当支給者数は 356人、児童 581人ということでございます。

それから、国の生活保護とか、そういった関係につきましては、やはりそちらの方、いろんな面で減っているとか、いろんな面でカットしておるサービスもございます。市といたしましても、十分にそちらの方のことも考え、生活支援の施策として、市としてできるものは考えていきたいということでございます。

**○26番（宮本和子君）**

今、母子家庭での生活保護世帯の状況を聞いたんですが、実態はつかんでおりませんか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

申しわけございませんが、母子家庭の生活保護世帯の数については、完全たる把握はしておりません。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、国の保護で母子加算が05年から3年間で10歳から18歳まで廃止し、15歳以下でも3年間で段階的に廃止をするというふうな形になっておりまして、母子家庭で母親が幾つもパートをこなしながら、月10万円から15万円の生活で、いつ事業主から解雇を言い渡されるのかと不安な毎日を送りながら子育てをしております。病気でもしよものなら、本当に働くことができなくなるというぎりぎりの生活実態があります。そうした母子家庭の相談にきちとこたえていくことが自治体の役割だと思います。先ほども相談窓口を設けて相談できる体制となっておるということですが、先日も母子家庭の方から、就学援助制度のことは知らなくて、きちんと母子家庭の方にそういった就学援助制度のことも知らせるべきだと考えますが、

その点はいかがでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

御答弁させていただきます。

そういった就学援助費制度というのもございます。関係するそういった制度がありますよということはやはり周知していかなくてはいけないと考えております。

**○26番（宮本和子君）**

いろんな制度が幾つかありますので、児童福祉課ばかりじゃなくて、学校関係の就学援助制度もありますので、全体的に生活相談に乗る上でそういったこともきちっと皆さんに知らせて、母子家庭の経済的な負担を少しでもなくすような形で援助していただきたいと思っております。

それから、児童福祉課の指導員の配置の問題ですが、児童福祉課も3年後には二つの児童館と、また子育て支援センターができます。そうしますと12の施設になり、そして、その連携や、またファミリーサポートセンターの設置も21年をめどに設置していきたいというようなことも市としては考えておられると思うんですが、そうした場合でも、やはり児童指導保育士が必要となってきます。ぜひ配置すべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

**○福祉部長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

三つの児童館、施設整備させていただくわけでございます。議員さんおっしゃられました、置いたらどうかということでございますが、数年ございます。でき上がるまでに、保育士の確保の問題もあり、指導保育士を配置するにつきましては、引き続きよく、必要かどうか、また置くとしたらどうかとか、いろんな面で研究、勉強させていただきたいということでございます。

**○26番（宮本和子君）**

本当に今、児童課もいろんな施設をたくさん抱えるということになって、仕事も多岐にわたっていると思いますので、そういう点では、きちっとした指導保育士の設置に向けて努力していただきたいと思います。

乳児医療の問題ですが、先ほども休憩時間に聞きますと、平成20年4月より安城市も中学卒業まで拡大すると答弁があったようですが、先ほど3,000万と4,000万が費用として浮くという話ですけれども、そうすると7,000万円浮くわけですね。それに、今、県が補助していて、愛西市が負担している金額、その分を足せばもう少し拡大ができると思うんですが、そういう考え方で拡大をするというお考えはないでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

先ほど申しあげました金額についてでございますが、これは既に県の補助制度も引いた残り、現実に愛西市が影響を受ける部分ということで御理解がいただきたいと思っております。したがって、先ほど来申しあげておりますように、平成17年の実績ベースでいいますと、小学校全部を医療費無料にすると1億9,000万からの年額が必要になってまいります。そんなところ

で、この財源を制度拡大に振り向けていいのかどうか、総合的な判断を今すべきときではないかと考えております。よろしく御理解がいただきたいと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

私は、この金額は、やはり子育て支援で一番若い方の要求がある子供の医療費の無料化の拡大に向けるべきだと考えます。そういう点で、今回、市長も公約では、子育て問題の関係では児童館の設置や子育て支援センターを設置するというハードの問題できちっとやられるわけですから、ソフトの面で、やはり乳児医療の、こうした子供の医療費の無料化の拡大をぜひ、一番いい機会だと思うんですよ、引き上げるには。ぜひ市長の英断をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

担当も申し上げました。県の推移を見ながら判断をしてまいりたいと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

では、よろしく願いいたします。

さて、2点目の男女共同参画計画の問題で、ちょっと急がせないと時間がなくなってしまうんですが、昨年9月から男女共同参画を始められて、いつプランが策定されるのですか。もうすぐできるというお話を聞きましたが。

**○総務部長（中野正三君）**

いつといたしますか、年度内ということでございます。

**○26番（宮本和子君）**

半月ぐらいの間に策定をされたということで、大変私はほかの事例から、他市町村などの視察を行っても、2年かかってやっているとか、そういうところもたくさんありまして、準備段階が本当に少ないなあという感じがします。津島市の総合計画に男女共同参画を掲げて、プランの策定を明記して、そして総合計画と連携する形で津島市はやられておるんですが、総合計画との関係では、どのような関係で計画を進められておるのでしょうか。その点はいかがでしょう。

**○総務部長（中野正三君）**

いずれにしても、愛西市全体の計画というのは、総合計画でございます。種々の計画、私ども含めて出てくるだろうと思っておりますけど、総合計画を受けて連動しているんですけど、下位の計画、総合計画が上位計画というふうにとらえております。

**○26番（宮本和子君）**

これで実際にプランが策定されると、19年度から具体的な取り組みが始まるわけでございますから、そういう点では、策定後のプラン推進協議会が必要になってくると思っておりますが、その委員はぜひ公募して、プランの具体化を図るようにはしていただきたいと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

**○総務部長（中野正三君）**

今予算の中に懇話会の継続という予算を、同じ組織ですね。人は同じかどうか別にしまし

て、懇話会の予算を計上させていただいております。この問題については、引き続き取り組んでいくという中での予算をお願いしたものでございます。

**○26番（宮本和子君）**

委員については、ぜひ公募していただきたい。やはりいろんな方からのいろんな意見を取り入れていただくということがまず大事だと思います。そして、津島市でアドバイザーとして、名古屋学院大学の専任講師の松田照美さんという先生が、策定からアドバイスをいただいて進めているということですが、愛西市でもこうしたアドバイザーが必要ではないでしょうか。その点はどのように考えておられますか。

**○総務部長（中野正三君）**

種々やり方はあろうかと思えます。ご意見として承っておきます。

**○26番（宮本和子君）**

昨日、中村議員も発言されておりましたが、愛西市女性の会が立ち上がるということですが、愛西市には、新婦人の会という支部が佐屋と佐織にもあります。女性の生活と権利を守るために地域で活動しておりますので、津島市もプラン推進協議会の委員として参加しておりますので、ぜひ女性の会と同じように、女性団体の一つとして、そういった委員にぜひしていただきたいと思えますが、その点はいかがでしょう。

**○総務部長（中野正三君）**

そういう団体のあることは承知しておりますが、今後の委員の構成、頭の中には入れておりますが、必ずしもその委員をとという確約をここの場所でさせていただくものではございませんので、あるということだけ承っておきます。

**○26番（宮本和子君）**

では、女性団体の一つとして、ぜひ今後もいろんなところで参加できるようにしていただきたいと思えます。

愛西市の職員の管理職81名のうち、女性管理者が6名というきのうの答弁で、74%だということですが、保育園の園長が入っているのですか。また、女性の臨時職員、パートなどと常勤職員の人数の割合はどのくらいになっているのでしょうか、その点をお聞かせ願いたいと思えます。

**○総務部長（中野正三君）**

今、74%ではございません。7.4%でございますので、お願いをいたします。

18年度当初予算の中的人数でございますが、男性 356、女性 225、合計 581。女性が38.7%でございます。あとパートは、この女性の人数と同じくらいお見えでございます。これもすべて女性でございますので、御報告をさせていただきます。

**○26番（宮本和子君）**

きのうのお話でも、女性の登用率を19年から23年の5年間で35%という津島を抜いた目標を持って取り組みたいと答弁されておりましたが、私もすばらしいことだと思ひまして、楽しみにしております。ぜひ実現に向けて努力していただきたいと思えます。

しかし、男女共同参画の見本とならなければならない市が、それにふさわしい女性幹部の登用と、女性職員の賃金の格差があってはなりません。また、今もお話がありましたように、臨時職員も 100%が女性だということで、常勤の職員と同じ人数だけあるということは、ぜひこういった職員の格差もなくさなければならないと思います。同一労働、同一賃金という立場に立って、賃金体系をぜひこの機会に是正していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

これもちまして、26番・宮本和子議員の質問は終わります。

ここで13分間休憩をとります。15時55分から再開をいたします。

午後 3 時42分 休憩

午後 3 時55分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして一般質問を再開いたします。

通告順位14番の 5 番・吉川三津子議員の質問を許します。

○5 番（吉川三津子君）

愛西市民会議の吉川三津子です。

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

本日は、大きく 2 点についてお伺いしたいと思います。

まず 1 点目として、放課後子どもプランの実施と行革について、そして 2 点目として、トヨーボールのアスベスト問題と解体について、質問させていただきます。

では、まず最初に、放課後子どもプランについてお伺いしますが、この問題は、議案質疑の折もお尋ねいたしました。児童館建設問題とも大変かわりのある問題であり、今までも子どもプラン実施の仕方により児童館の利用者が減ることも指摘させていただいております。放課後子どもプランの構想が固まらないうちに、児童館の規模や土地購入まで話が進んでいることは問題ではないでしょうか。行革からの視点と、放課後子どもプランの趣旨という視点から質問させていただきます。

この放課後子どもプランは、原則として全小学校区で実施されるものであり、文部科学省が行うすべての子供を対象とした放課後子ども教室推進事業と、厚生労働省が行う共稼ぎ家庭を対象とした放課後児童健全育成事業、つまり学童保育を一体的に、あるいは連携して実施するもので、昨年 5 月に厚生労働大臣が記者発表し、公表されました。

このプランには、注意しなければならないことが数点あります。昨年 5 月の文科省、厚労省からの発表後、随時事業内容が発表されており、その配付資料から抜粋しますと、こう書かれております。放課後子どもプランは小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校施設内での実施を考慮するものとする。つまり子ども教室、学童保育を小学校で行うことを基本としているということでもあります。また、校庭、体育館、図書館、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めるものとす

る。

2番目として、現に公民館や児童館など、小学校外で放課後対策事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合に、引き続き当該施設で実施することや、余裕教室がない等の理由により、新たに小学校外で実施することも差し支えないものとするを書いてあります。これは何を言おうとしているのかはおわかりと思いますが、小学校内での実施が基本であり、子ども教室も学童保育も学校内でやるのが基本ですよ。既に児童館とか、こういった事業をやっている場合や余裕教室が見つからない場合は、学校外でもよいですよというものです。

そして、もう一つ大切なのは、そもそも子供プランは、少子化対策として学童保育のニーズにこたえるためにスタートしたものであり、幼稚園と保育園の一元化同様、この問題も厚労省と文科省が協力しましょうというところから始まっているものではないでしょうか。また、子供プランの実施において、地域の特性から、学童保育実施のみでもよいということにもなっており、私は、明らかに子ども教室よりも学童保育を優先に考える視点で国もこのプランを推進しているんだと認識しております。

以上は国の方針であり、愛西市には愛西市の背景や事情をかんがみて実施しなければならないわけですが、やはり愛西市の状況も、50人もの待機児童や、定員を2倍以上も超している現状を見た場合、緊急性のあるのは学童保育であります。しかし、実際に困っていらっしゃる方々は50人どころではないはずです。

現在、学童保育未実施学区のお母さん方はどんな環境に置かれているのか、御存じでしょうか。子供が小学校に入るのをきっかけに正社員からパートに変わるケース、パートの方で勤務時間が長い方や、休みがあまりとれない方は職場が変わるというケース、そして仕事をやめるケース、またひどいのは、学童クラブがある地域へ引っ越すケース、また子供が少し大きくなってきたので、職につきたくてもつけないケースなどがあります。また、学童保育に応募してもむだだからと申し込みをされない方々も多く、サービスを待っている方は何百人というレベルだと私は思っています。

そこで、こういった放課後子どもプランの内容と、愛西市での働く女性の置かれた環境を踏まえてお伺いいたします。

この放課後子どもプランは、子ども教室を実施するのが教育部の方の役割とか、また学童保育は児童福祉課の担当とか、そういった縦割りの問題ではなくて、一体となって子供支援をするかどうかという視点で考えていかねばなりません。このプランは、学校施設を子育て支援のために開放するといったものであり、国としても大変思い切った決断があったと思います。全国的に継続して進めるとも国は言っている、この子育てプランを市長は推進していく考えか、また働く母親支援が愛西市には必要だという課題を持った上で、この事業を進めようとしているのか、考えをお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いしたいのですが、余裕教室の確保に社会教育課も大変苦勞されているようですが、国は、空き教室ではなく、保育室、保健室とか、図書室とか、体育館とか、特別教室とかの余裕教室での開催と言っています。あけよと言っているのではないと思います。施

設管理が大変になるという事情はよくわかりますが、みんなが前向きに考え、工夫するという姿勢を持てば何とかなるのではないのでしょうか。教育委員会や学校には、この子育てプラン実施においては学校内で行うのが基本であるということや、空き教室でなく、余裕教室での実施であるということは伝わっているのでしょうか。教室確保の現状と考え方について、お伺いいたします。

小さな三つ目の質問ですが、さきの9月議会で、市長は、今後少しでも早くという考え方で未実施地区の学童保育の実現に向けて進めてまいりたいと答弁されました。また、教育部長からも、学童未実施学区から子どもプランを進めていくとの答弁があったと思いますが、これら答弁から、私は、余裕教室を利用して、何らかの学童保育に対する緊急策がとられるものと思っておりました。しかし、今議会でも子ども教室は週数日の開催との答弁もあったわけですが、お伺いしたいのは、来年度学校で実施しようとしている事業は一体どんな事業なのでしょう。だれのためにする事業でしょう。愛西市のどんな課題を解決するためにしようとしているのでしょうか。そして、そのしようとしている事業は、愛西市において優先順位の高い課題なのでしょう。それについて、お伺いしたいと思います。

また、福祉部と教育部の連携がとられていない結果が、国が示す放課後子どもプランの基本から外れた児童館建設計画となっているということはないのでしょうか。愛西市の児童館事業と学校で開催される子ども教室事業が果たす役割の違いは何だと考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、小さな四つ目の質問ですが、今、愛西市でもやっとスタートした男女共同参画事業と、働く女性支援についてお伺いいたします。

専門的な技術を持ちながらも、子育てのため仕事を続けることを断念せざるを得ない現実には、看護師や保育士、医師不足にも関連している問題であります。もしこれらの女性に働く機会が与えられたならば、愛西市にとっても税収がふえるといったプラスの面があります。今、男女共同参画懇話会ではどのようなお話し合いがされているのでしょうか。先にお伺いしたところ、やはり懇話会の開催の期間も短く、皆さん勉強中ですとのお話を伺っておりますが、愛西市に男女共同参画の条例があるかないかで、私は行政運営ががらりと変わらなると思っております。先進地の事例からもそういったことが手にとるようになってまいります。今後の展開として、男女共同参画推進条例の制定を目指して懇話会を進めていく考えはあるかについて、お伺いしたいと思います。

それから、5番目といたしまして、児童館建設、それから議案質疑でも申しました斎場建設と行政改革というのは大変重要な問題であります。市が今後どのような姿勢で、どのようなプロセスを踏んで新しい事業に取り組むかは、愛西市が生き残れるかどうかを決める大変大きな問題です。昨日の一般質問の答弁では、市長からも企画部長からも、行政改革大綱、そして集中改革プランに沿って行政運営をしていく旨の発言もありましたので、それを踏まえて質問させていただきます。

集中改革プランにおいて50億円のプロジェクト事業の枠があり、その中で、児童館建設、斎



場建設、勝幡駅前開発事業をされると昨日も説明がありました。この3月に公表される集中改革プランでは、3年で20億円くらいの経費削減が必要であると書かれていたと思いますが、児童館、斎場などの箱物は一般的に総事業費の1割の維持管理費が毎年かかると言われていますので、これら二つで約2億4,000万円くらいの維持管理費が増になる。結果的には3年で22億4,000万円の削減が強いられるのではないかと思います。私は、必要なものは必要ですので、児童館や火葬場をつくることに反対ではありません。しかし、財政検証をせず、箱物をつくることには大反対です。そういった面で、事業計画を立てるプロセスは大変重要であります。

そこで、伺います。児童館建設までのプロセスとして、放課後子どもプランとの兼ね合いや、行革の手法を踏まえ、どのような協議をし、どのようなプロセスで立案されてきたかをお伺いいたします。

先ほども申しましたが、子どもプランの基本は学校であり、放課後の子供支援を学校に集約しようとするものであること、しかし、既に施設などが外部にある場合、子ども教室は必ず学校に開きなさいというのではなく、児童館でも公民館でもよく、また放課後児童クラブについても、余裕教室ではなく、児童館でもよいといったものであります。そして、市長がマニフェストで児童館建設を上げられておりますが、この間、子育て支援の現場は大変変わり、国の方向性も大きく変わってきております。たとえ市長が児童館建設について多少計画を変えられようとも、私はマニフェスト違反にはならないと思っておりますので、その点も踏まえて御答弁いただきたいと思っております。

次に、大きな質問の二つ目です。廃墟トーヨーボールのアスベスト問題と解体問題について、お伺いいたします。

この問題は、平成17年9月議会で最初に取り上げさせていただきました。その後も何度か質問させていただいております。この3月議会では愛知県議会でも取り上げられました。まず、この問題で最初に申し上げたいのは、もし被害があれば、稲沢市よりも愛西市の方が深刻だということであります。アスベスト問題では、クボタショックという問題が有名ですが、このクボタショックの事例においても、健康被害が出たのは風下です。トーヨーボールの風下といえは愛西市ですが、南側には川があり、風向きも複雑になり、施設外の測定値は天候に大変左右されることが予想されております。これは、稲沢市の測定でも実証されておりました。これは、先日、ウェブ検索をしていて偶然発見したわけですが、つまり稲沢市はトーヨーボールにアスベスト問題があることを平成17年11月以前より早い時期から認識していたことになりましたが、愛西市行政は聞いていらっしまったのでしょうか。その測定値も大変高く、リッター当たり1.6本が測定されておりました。昨年測定では0.14本と低い値になっておりますが、この二つの測定値を比較すると、0.14本の測定ときは風が強い日でありました。つまり風が強い日は、施設の隣接では濃度が低くなる。つまり遠方に飛ぶということがこの測定結果でわかると私は思いました。皆さんも御存じのとおり建物の老朽化はどんどん進み、日々ガラスと天井の落下が進んでいます。2月1日に施設内のアスベスト濃度調査をしていただきましたが、アスベストの

塊が天井から落ちて、床を埋めています。専門家によれば、全国最悪レベルとのことで、施設内のアスベスト大気濃度も大変高いものとなっておりました。模擬掃除といって、軽くほうきで掃いた状態ではリッター当たり21本を越すアスベストが測定されました。最上階まで若者の落書きがずうっとかかれています。私は、このアスベストのじゅうたんの上で何人の若者が走り回り、転げ回って遊んだのかと思うと、10年もの間放置した責任をだれがとるのかと大変な怒りを感じております。アスベスト疾患である中皮腫の発症は、被爆してから20年も30年も先です。治療方法がない病気です。肺がんにもなりますが、アスベストが原因との立証が難しく、肺がんの場合は泣き寝入りのケースが大変多いのが特徴です。トーヨーボールの建物は整理回収機構が差し押さえをしています。差し押さえされているにもかかわらず、民間企業が売買で所有権を獲得しています。施設の下土地のすべてが競売物件ではなく、民間の人の土地、そして稲沢市の市有地も含まれており、大変複雑な所有状況となっています。昨年7月の競売は6億円という常識では考えられない値段で落札されましたが、入金はなく、流れ、昨年12月の競売は、2月6日が入金日でしたが、落札者により延長申し入れがされ、入金期限は2月末まで延期されましたが、結局は入金されず、またもや流れました。裁判所が施設に入ることを許可しないなど、アスベスト除去費用の見積もりができないため入金を断念したとのことでした。昨年の3月に大気汚染法に基づき解体届けが出ていましたが、その申請内容は、法に基づいた解体工事でした。しかし、今のトーヨーボールは、法律どおりの解体ではアスベスト飛散を防ぐことはできません。天井や窓が割れ、施設内にあるものすべてがアスベストまみれになっており、このような状況で密閉養生及び負圧化は不可能です。そういった面で、昨年5月の解体工事が裁判所の保全命令によりストップされたことは、愛西市にとっては大変よかったことでありました。また、今回の競売も、アスベスト除去に幾らかかるかわからないまま入金され、所有者が確定していたならば、安全な解体にはなっていなかったらと思うております。落札者の適切な判断があったと私は思っております。

しかし、ボーリング場三つのフロアのうちワンフロアでは、既にアスベストまみれの場所が大がかりに片づけられ、清掃され、アスベストの付着した廃棄物もどこかに片づけられ、飛散防止策なしで違反行為が既に行われたと思われま。このときの大気汚染を私は大変心配しております。既にこの解体問題を法律上どうしようもないと言っている場合ではないと思えます。関係者が一堂に会して、解決方法を協議する場をつくるべきです。私は、被害の一番高い、また解体時のリスクの一番高い愛西市は積極的に要望をしていく立場にあると思っております。今、稲沢市と愛西市民でトーヨーボールのアスベスト飛散を防ぐ会が組織され、私もその一員であり、昨日、愛知県、そして稲沢市、そして愛西市に要望書を持ってまいりました。これら県や稲沢市、愛西市、整理回収機構、所有者、そして市民、市民団体、そして専門家を含めた協議会を至急設置してほしい。そして、解体までのリスクコミュニケーションを図りながら解体を進めていってほしいとの要望書を、提言を添えて提出させていただいたところで

そここでお伺いしたいのですが、愛西市として、このトーヨーボールのアスベスト問題、解体

問題について、積極的に協議会の設置の要望などをしていく考えはあるのか。また、協議会に積極的に参加していく考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

そしてもう1点ですが、12月議会と重複いたしますが、トーヨーボールの入り口付近には、「よい子はここで遊ばない」といった本当に真剣みのない看板が行政によって立てられています。きちんとアスベストが使用されているから危険であるということを書くべきです。これだけ大きな問題になりながら、さくの設置も不十分で、簡単に中に入れる状態です。私があつたの周りをパトロールするたびに、新しく施設の壁に、それも屋上近くに落書きがふえております。若者がいまだに中に入出入りしているのが現状ではないでしょうか。まず施設内に入れないような措置をとるよう、県と稲沢市へ要望していただきたく、お願い申し上げます。

以上、私の一度目の質問は終わらせていただきます。

### ○市長（八木忠男君）

吉川議員の質問にお答えをいたします。

放課後子どもプランの推進についての御質問であります。これも、幾度となく答弁も担当の方でもしてきましたし、国の新しい施策の中で、御指摘いただいたような学童保育、あるいは内容的には児童福祉教育の連携連動をもって進めるべき、そんな流れの認識の中で進めてきているわけでありまして、今後もこの事業については、当然推進を図ってまいりたいと思っております。

そして、児童館、支援センターなど、公約は言ったんですが、この事業が国から示された折の市長の考えはという御指摘であります。

これも、この事業の流れの中で、きのうも御指摘いただきました教育委員会の各学校の事情、全体の小学校の事情、あるいは環境、周りのそうした土地の問題などなど、すべて児童福祉と教育の担当レベルで打ち合わせをして、状況を判断してまいったところでございます。そうした流れの中で、何とか少しでも早くということを進めてきているわけでありまして、今般皆さん方をお願いをしております3ヵ所を一度をお願いをするという判断のもとで決断をしたわけでありまして、その中でも、少しでも未実施の校区において、新しい放課後子ども教室などを活用しながら進め、少しでもそうした地域の保護者の皆さんにとということで、未設置の八開、西川端、北河田というところを計画の中で放課後子どもプラン、子ども教室の考え方を検討させたところでありまして。

土地の件につきましても、これもきのう御指摘いただきました。十分検討をし、例えば西川端ですと、御指摘いただいた学校田が少しあるんじゃないか。そこでどうだということではありますが、あと学校田をまたお願いしなくてははいけませんし、あの地域の保育園あり、養護学校あり、工業学校あり、いろんな交流の場でも、過去の流れの中で、今の土地ではなくて、新たにという考えで決断をしたわけでありまして。いずれにしましても愛西市全体の児童・生徒の皆さんの、あるいは保護者の皆さんの子育てに一層今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

あとは担当で答弁をさせます。

## ○教育部長（八木富夫君）

それでは、私の方から、放課後プランにつきまして御答弁をさせていただきます。

ただいま市長の方からも、放課後子どもプランにつきましては進めるということをおっしゃっていただきました。それで、推進をする中で、本年度におきましては放課後子ども教室事業について進めさせていただきます。当然新年度予算の社会教育費の中に新規事業としてお願いをしておるところでございます。国の提唱しております全小学校区において実施をするということでございますが、本年度におきましては、まず4小学校区でと考えております。4小学校におきましては、先ほど市長からお話ございましたように、北河田小学校区、西川端小学校区、八輪小学校区、そして佐屋小学校区で考えております。そして、地域の方々の御理解と御協力によりまして、順次拡大をしてみたいと考えております。

次に、教育長にということございましたが、私の方から御答弁させていただきたいと思えます。

余裕教室の確保と現状といったことでございますが、現在、余裕教室についてでございますが、昭和40年、そして50年代の学校建設当時は、当然児童数の急増に伴いまして、これに見合った普通教室が設置をされておりました。近年、児童数の減少等によりまして、単純計算では建設当時とクラスの差が当然出てきております。そうした中で空き教室となるわけでございますが、今日までの教育課程や指導方法などの改訂、改善で、コンピューター教室ですとか、被服室、児童会室、生活科室、低学年の図書室、ランチルーム、多目的室、少人数指導などのさまざまな特別教室が必要となっております。空き教室の転用を図ってきておる状況でございます。

それにつけまして、学級人数においても、来年度からは1年生、そして2年生の35人学級というようなことも導入がされますというようなことも言われておりますので、当然クラスの方の増になるということも考えられます。そのようなことから、本事業に提供可能な特別教室に転用いたしました教室を再転用する場合にも、学校経営に支障を生じないように配慮したいというふうに私ども考えております。

そうした中で、学校安全の管理上の区分けや子供さんの受け渡し確認などのことを考慮いたしますと、一つには、授業使用と本子どもプランの事業が同時間帯で同フロアで重ならないようにというような区分けをされた部屋であるのが理想だというふうにも考えます。そして、1階でトイレの近くにある部屋が最適ではないかというようなことも我々は考えておりますが、このようなことを考えました中で、単に余裕教室があるからではなく、教室配置や転用の可否など、放課後子どもプラン事業を進めるに当たりまして学校の現場と綿密な打ち合わせをとり、また調整が必要ではないかと思っております。参考に、単純な差し引きで申し上げますと、現在、普通教室を本事業に使用できると思われる学校は3校でございます。そして、特別教室の再転用ができると思われる学校が6校ございます。残りの4校は現段階では大変余裕教室等がないというような状況にあるのが現状でございます。

それと、3点目の御質問でございますが、今後どのような運営をしていくかということでご

ざいますが、場所の確保ですとか、運営委員会の設置等、地域協力者の確保、希望者の募集といったような形で進めていく考えでございます。新年度になりましたら順次進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。以上でございます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御答弁させていただきます。

3の関係でございます。学童保育については、児童館で放課後児童健全育成事業として実施、子ども教室については、放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して実施するものでございます。児童館は、児童の健康を増進し、かつその情緒を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設でございます。健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別指導、家庭児童の相談及び指導、子ども会、母親クラブなどの地域組織活動の育成を図る。体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図るなどの事業を実施しております。子ども教室につきましては、地域の方々の参画を得て、子供たちにさまざまな体験、交流、学習活動の提供の取り組みを実施することにより、子供たちの社会性、自主性、創造性などの豊かな人間性の涵養、子供たちが地域の中で安心して健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するために必要な活動を実施するというところでございます。

もしよろしければ、5番の方の答弁をさせていただきます。

児童館建設までのプロセスと行革について問うということでございます。

こちらにつきましては、先ほど市長からも御答弁がございましたように、児童館未整備地区の北河田、西川端、八輪小学校区に児童館及び子育て支援センターの建設を計画していくということでございます。19年度に用地取得し、事業認定などの手続を行い、北河田地区と西川端地区には児童館を、八輪地区には子育て支援センターを平成20年度に建設していくという計画でございます。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、男女共同参画の問題の御質問でございますが、働く女性への支援の計画ということでございます。これは、子育て中の働く女性、または子育てが終わった段階での女性、それぞれ、先ほど宮本議員にもお答えを申し上げましたが、女性の労力というものは相当あるという中での計画の位置づけでございます。この中では、職場復帰、また再就職等のしやすい環境づくりを進めるということでございます。これは、一つには、その子育て支援の施策を進めるというのは市側のことになろうかと思えます。ただ、今、後段で申されました条例制定でございますが、県内の九つの市の中で条例が制定をされている。現在、進行中のところもあろうかと思えますが、そのことは承知をしております。その条例の一部を見させていただきますと、その市、そして市民、事業者等の責務が明文化されているということでございます。ここの責務をどうとらえるかというようなこともあろうかと思えますが、いずれにしても市民、そして事業者等にその責務を課すというような表現の中でございます。慎重にこちら辺は自分たちも研究をしてまいりたい。いずれにしてもその方向に県下ある中で、私どももそういう形は

十分承知しておるものでございます。以上でございます。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

私の方からは、トーヨーボールの件につきましてお答えをさせていただきます。

この関係は、先ほど議員おっしゃるとおり、競売は落札されたわけでございますが、お金が納入されず、競売が不成立になっておるとい状況でございます。今後、取り壊しがいつになるか見通しが立たない状況になっております。

御質問の会議について、先日、3月9日でございますが、愛知県、稲沢市、愛西市の関係部署で旧トーヨーボール対策連絡会議が設置されました。今後、この連絡会議でも、早期取り壊しができるよう連携して進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど議員おっしゃられましたとおり、愛知県議会でも取り上げられておりましたが、進入禁止の看板でございます。立入禁止の周知、巡回について、稲沢市と協力して行っていくという答弁を環境部長さんがされておりました。今後も、先日設置されました連絡会議で協議をいたしまして、愛知県、稲沢市と連携をいたしまして、私どもも進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

では、トーヨーボールの件からお伺ひしたいんですが、新しくそういった情報交換する会ができたということですがけれども、いろんな情報を、今まで私も県の方へ行っておりますけれども、市民の方がたくさん持っております。ぜひそういったところに、地元のすぐ近くの自治会の会長さんとかがいらっしゃいますので、そういった方たちとか、今回もアスベスト調査をしておりますので、そういった専門家も含めてほしいということをお愛西市の方からぜひお伝えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

まことにありがとうございます。そういった件も含めまして、協議の場に出していきたいと考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

トーヨーボールの件はぜひよろしくお願いいたしたいと思ひます。

とにかく愛西市の方が稲沢市よりも影響が大きい。窓が割れているのは愛西市側ですので、ぜひ積極的にお願ひしたいと思ひます。

それから次に、放課後子どもプランなんですけれども、幾つかお伺ひしたいことがあります。

これは、昨年5月にマスコミ等で発表されて、そのころから御存じのことだと思ひますが、運営委員会がこれで設置される。この子どもプランというのは、縦割りで子ども教室は学校でやるとか、学童保育は児童館でやるとか、そういったものではないわけで、学校で学童保育をやってもいいはずで。今現在、これだけ待機の学童があり、そして働く人も働き方を変えなければいけないような現状にある中、どうして運営委員会もまだ開かれていないのに、子ども教室ありきでスタートしているのか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

**○教育部長（八木富夫君）**

確かに議員おっしゃっていただきますように、これは本来、子ども教室と学童クラブと違いますか、本来プランは一緒に行うのが事業の目的かと思いますが、スタートしたばかりとってはあれかと思いますが、現在、子ども教室を推進しておりましたのが、従来からのやり方だったわけですが、当市におきましては、この子ども教室すらあまり充実をしておりませんでしたので、担当します社会教育課の方としましてはこちらの方の推進に努めたわけですが、きょうの午前中の福祉部の方の御答弁でも、場所の確保ができれば学童保育をとというような御答弁があったかと思いますが、今後はその辺をあわせて、十分詰めたというふうに考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

どうしても行政の方は自分たちの仕事の範囲の中で施策を考えていってしまう。私たち市民にとっては、縦割り行政なんてないわけです。今、愛西市にとって緊急課題は学童保育のほうです。だったら、この子どもプランは、どちらでもやれるならば、当然市民が今一番困っているものをやるべきではないかというふうに思っておりますし、ほかの地域についても、児童館だけでは、先ほど福祉部長は学童保育を児童館でという話をされましたが、児童館だけではもう今できない状況じゃないわけですか。そのはみ出た人は今後どうしていくのでしょうか。そういうことを考えると、何からやらなければいけないか。私は子ども教室ではないというふうに考えておりますので、その点、またゼロから考えていただけるというふうに判断してよろしいでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

再度、福祉部局とも十分検討はさせていただきたいと思えます。

**○5番（吉川三津子君）**

それから、児童館の建設についてです。私、子育て支援しておりますので、児童館が建設されることに反対しているわけではないんです。今ずうっとお話を聞いていますと、箱物のことしか考えられていない。児童館で一体何をやるのか。先ほど学校の子どもの教室で具体的に何をやるのか。多分児童館でやることと学校でやる子どもの教室とバッティングします。そういったものを整理しなければ児童館の規模も決まらないじゃないですか。行革行革と私言っていますが、今の児童館の決められ方といたら、昔の箱物主義と全く同じやり方だと思います。それでは、いつまでたっても施設も減りません。児童館で一体どんな事業をするのか。そして、子ども教室でどの部分を、学校の方で何を担うのか。今、愛西市における子育て支援で不足している部分を児童館と学校でどう分担していくのか、それを先に決めてから、きちっとこの子どもプランを進めるべきではないでしょうか。私は、今回、全協の席でこの辺の土地を買うと言っていたのが、急にもうこちらに決まりましたというお話になって、大変正直驚いているんです。この短期間に、重要な子どもプランという施策が国から出ているこの時期に、簡単に市長の公約で建てることになっているから。市長だって箱物を建てるつもりではないと思います。その中で、しっかりとした子育て支援の事業がやられることを望んで

いらっしゃると思うんですね。今、せっかく行革が進んでいます。その手法として、やるべきことは、まず今の愛西市で不足している事業の洗い出しと、それをどういうふうに分配していくか。それで初めて児童館の規模なり、学校でどれだけの教室が必要かということが出てくるんじゃないでしょうか。先に器をつくるというやり方はもうこれきりにしていただきたいと、そういうふうに思っております。

先ほどから話がありましたように、今回、子どもプランの愛西市としての受けとめ方が大変間違っていたんじゃないかというふうに思います。それは、やはり子ども教室の部分は教育関係がやる、学童の方は児童館でやると、初めから縦割りに割ってしまっている。国が言っているのは違うんです。歩み寄って、ともに考えて、子育て支援の施策を展開していこうということです。その辺、やはり私、今回この子育てプランが出てきまして、今の状況では、愛西市において子育て支援をしっかりと推進していくことはできないだろうと思います。子ども課なり、子育て支援課なり、いろんな課をつなぐようなものが出てこないと、今、いろんな国の施策がどんどんおりてきております。ソフト交付金とか、いっぱい出てきております。そういったものを十分有効に生かしていくということが、今の体制ではできないのではないかと思っておりますが、その辺について内部で議論されたことはあるのか、お伺いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

その点についても、幹部会で、この事業が昨年国からおりた折にこんなことを考えていたわけです。児童福祉と教育を一つの組織にしたらどうだという考え方を伝えました。今、御指摘いただきましたような内容についてもまさにこれからといいますか、今までもそうかもしれませんが、そんな内容を十分把握して、組織的なことも考えてまいりたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

本当に今の学童クラブの倍以上の定員が児童館に入れられている。子供だって人間なんです。一人ひとり子供としての権利があり、人権があります。やっぱりそういうことを大切に子育て支援に取り組んでいただきたい、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回、箱物主義というようなきつい言葉を申し上げましたが、私はいろんな子育て支援が充実されることを望んでいますので、これに反対しているとか、そういうものではないです。今、児童館の建設の計画もあるわけですが、きちっと子育てプランを推進していく上で、今までのことをもう一度ゼロから積み上げていただけるような、そんなことは考えていただけないか、再度御答弁いただきたいと思っております。

#### ○助役（山田信行君）

いい御指摘をいただいておりますので、そういったことを参考にしながら進めていこうと思っております。要は、放課後子ども教室という事業もありますし、放課後児童健全育成事業という二つの事業といいますか、制度もあるわけがございますので、双方のいい面を取り入れながら、児童の健全育成事業に横の連携を持ちながら進めていきたいと、そのように考えております。



○5番（吉川三津子君）

本当にこの子どもプランを進めていくということは、児童館運営にもかかわってくることで、今、指定管理者制度が導入されておりますので、子ども教室と学童だけの問題ではなくて、児童館で行われている事業にもかかわってくる大変大きな問題なんです。ちょちょっとできるようなことではないですけれども、できることから早くスタートしていただきたい。全部つくり上げてスタートしていたんではいつになるかわからない。児童館を建てて、いち早く学童保育を進めたいという市長の思いには大変感謝しておりますけれども、それを待っている1年半の間にたくさんの女性が職をなくすわけです。私も技術職をやっております、復帰をするときのエネルギーは大変なものです、一度現場から離れますと。そういったことを考えると、やはり一日も早く支援をしていただきたい。そんな思いでおりますので、子育てプラン、学校の指標については、本当に一日も早く学童が実施されることをお願いしたいと思います。

それからもう1点、ちょっと提案なんですけれども、学童保育の方ですが、夏休みは大変人数が多くなりますね。先日も議会の中で出たと思いますけれども、議場が今あいているはずですが、夏休みだけでもそういったところで学童保育ができないか。別に夏休みですと学校に近くなくてもいいわけで、親が送り迎えすればいいわけです。ですから、議場にはこだわりませんけれども、どこかあいているところでいいんです。それで、母親は助かるんです。何人か、一人でも二人でも助かるような施策を一日でも早く取り組んでいただきたいんですが、そういった検討は無理かどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○助役（山田信行君）

庁舎などを多目的に使うという考え方はいい考え方だと思いますけれども、児童の皆さんを安全にきちんとお世話するといった体制ができるかどうか、その辺をよく研究しまして、考えていきたいと思っておりますので、即答はちょっと避けさせていただきますけれども、一度よく研究はさせていただきます。

○5番（吉川三津子君）

これで最後ですけれども、私、この子どもプランについては、大変進めていきたい反面、心配もしている面があります。子ども教室と学童保育の違いということは何度もこの議会の席で申し上げております。単に子供が預かれればよいような形で進められないよう、ぜひ子供の人権ということを大切にして取り組んでいただきますよう、最後をお願いして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月23日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後 4 時50分 散会